

パブリックコメント手続（ご意見の募集）

「えびの市地域福祉計画・えびの市地域福祉活動計画（案）（平成24年度～28年度）」
について

※ パブリックコメントとは、市が計画等を策定する際にその内容を公表し、市民のみなさまから寄せられた意見等を考慮して計画等の決定をしていくものです。

ご意見の募集期間

平成24年1月16日（月）～平成24年2月15日（水）

お問い合わせ：福祉事務所福祉係

電話 0984-35-1111（代表）

えびの市

えびの市地域福祉計画 えびの市地域福祉活動計画

(平成24年度～平成28年度)

～お互いに助け合い楽しく話し合えるまち～

(素案)



平成24年3月

えびの市
えびの市社会福祉協議会

目 次

第1章 計画見直しの基本	1
1. 計画策定の趣旨	1
1-1. 計画見直しの背景	1
1-2. 地域福祉に求められている事	2
1-3. 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは	2
2. 第1期計画での取り組み	3
3. 計画の位置づけ及び策定概要	28
3-1. 地域福祉計画と地域福祉活動計画の法的な位置づけ	28
3-2. 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係	29
3-3. 上位・関連計画における位置づけ	30
3-4. 計画の期間	41
3-5. 計画の策定体制	41
第2章 えびの市の地域福祉を取り巻く現状	42
1. 人口・世帯の状況	42
2. 高齢者の状況	44
3. 園児・児童・生徒数	47
4. 障害者手帳交付数の状況	47
5. 地域における福祉の主な担い手	48
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">えびの市地域福祉計画 えびの市地域福祉活動計画</div>	
第3章 基本概念	53
1. 基本理念	53
2. 基本目標	53
3. 施策の体系	54
第4章 取り組み	55
基本目標Ⅰ 地域福祉推進の基盤づくり	55
基本方針（1）福祉サービスを利用しやすい環境づくり	55
基本方針（2）地域福祉を推進する仕組みづくり	57
基本目標Ⅱ 心豊かな人づくり	59
基本方針（1）地域福祉を担う人材育成	59
基本方針（2）思いやりを育む福祉教育の推進	61

基本目標Ⅲ お互いに助け合う地域づくり	63
基本方針（１）お互いに支え合う活動の活性化	63
基本方針（２）地域住民の交流促進	65
基本目標Ⅳ 安心して暮らせる環境づくり	67
基本方針（１）地域防災・防犯への連携強化	67
基本方針（２）みんなで支える健康づくりの推進	69
第5章 計画の推進	71
1. 推進体制	71
2. 計画の進行管理	73

第1章 計画見直しの基本

1. 計画策定の趣旨

1-1. 計画見直しの背景

えびの市では、過疎化による人口の減少、少子高齢化などにより世帯構成や家族の機能が変化し、相互扶助の弱体化、社会的つながりの希薄化が進行しています。

また、市民意識の高度・多様化、市民参画意識の高まりなど、地域住民を取り巻く環境も大きく変化しています。

このように社会情勢が目まぐるしく変化している中、国は、平成12年に社会福祉法を改正し「地域福祉の推進」を定め、「市町村地域福祉計画」の策定を進めてきました。本市でも平成19年に第1期となるえびの市地域福祉計画・えびの市地域福祉活動計画を策定し、これまで地域福祉の充実を目指してきました。

しかしながら、地域には現在でも

- ・「制度の谷間」にある問題
- ・多様なニーズについて、全てを公的な福祉サービスでは対応できない
- ・複合的な問題に対し公的サービスが総合的に提供されていない
- ・社会的排除

などの問題が多々残されています。一方で「団塊の世代」が退職年齢に達し地域福祉活動等を担う人材の増加が見込まれています。これらの方々が進んで培ってきた様々な技能や経験を地域の貴重な資源として生かしていくことも重要なことです。このような中、地域における身近な生活課題に対応する新しい地域福祉のあり方を改めて検討することが求められています。

現在、本市では第5次えびの市総合計画において～自然・人・想いが創る「みんなのふるさと」えびの～を将来像として掲げ、みんなの“えびの市”の将来都市像のもととなる5つの基本目標を掲げています。

(資料：平成24年4月第5次えびの市総合計画 基本構想)

基本目標	
(1) 新たな活力を生む“産業づくり”	【産業の振興・都市基盤の整備】
(2) 志と郷土愛を持つ“人づくり”	【教育・文化の振興】
(3) 誰もが元気“健康のまちづくり”	【保健・医療の充実、スポーツの振興】
(4) みんなのかおが見える“協働と福祉のまちづくり”	【住民自治・福祉の充実】
(5) 自然と調和した住みよい“生活環境づくり”	【自然環境の保全・生活環境の整備】

本計画においても、総合計画の基本目標をもとに市民相互の助け合いや支え合い活動の促進により、「お互いに助け合い楽しく話し合えるまち」を実現することを目的として、第2期えびの市地域福祉計画及びえびの市地域福祉活動計画を改めて策定しました。

1-2. 地域福祉に求められている事

近年までの「福祉」は、障害者、高齢者、貧困者などの何らかの支援が必要な人への援助と考えられてきました。しかし現在の「福祉」は「ふ」だんの「く」らしの「し」あわせという、誰にとっても必要なこととしての福祉へと変わってきています。

地域福祉とは、地域における様々な問題に対して、地域の住民一人ひとりが主役となって、誰もがいきいきと暮らすことのできる住みよいまちづくりを地域の実情に応じて計画的に進める活動です。

地域の福祉力を強化・活性化するためには、住民一人ひとりが「困っている人がいたら手助けしよう」「地域で支え合おう」という意識を持ち行動することが大切です。また、地域住民だけでなく、様々な活動をしている市民団体や地域組織、企業、行政などがそれぞれの役割をもって当事者として参加し協働しながら、すべての人が人に役立つ喜びを大切にする社会を構築していく「地域福祉」を推進することが必要です。

【現在求められていること】

市民の誰もが住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らし続けることができるよう、地域住民や各種専門機関などが連携して、地域全体で日常生活上の不安の解消を図ることが求められています

平成23年1月に活動を再開した新燃岳や同年3月に発生した東日本大震災により、市民の災害への関心は高まりつつあり、この機会を捉え住民主体による防災体制を見直す等、地域の福祉力により安心・安全を高めていくことが求められています

家庭や地域で相互に支え合う機能が衰退している中、皆がともに助け合い、支え合うという地域の福祉コミュニティの形成が求められています

「人づくりが地域づくりである。」という観点から、お互いを敬い、家族や地域を大切にできるような人づくりが求められています

1-3. 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に規定された行政計画で、社会福祉法第4条に規定された「地域福祉の推進」を目的として策定する計画です。

一方、「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条において社会福祉活動の推進役とされている社会福祉協議会を中心として、地域における生活課題や地域福祉推進の理念などを共有化し地域住民の立場から地域福祉を推進することを目的とした計画です。本市においては、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体化しており、地域福祉活動の基盤を整備する内容を盛り込むなど、相互に連携して計画を策定しています。

2. 第1期計画での取り組み

第1期計画の総括として、これまでのえびの市（以下「行政」という。）やえびの市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の取り組みをもとに、地域福祉推進会議、市民アンケートなど、多くの市民や関係者の声を聞きながら、第1期計画の取り組み状況と課題を整理しました。

基本目標1 思いやりのあるほっとな福祉の基盤づくりをしよう

(1) 福祉サービスの利用しやすい仕組みづくり

○身近な相談窓口の充実

取り組み	取り組み状況
<p>【行政の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> 誰もが気軽に相談できるように、相談窓口の周知を図るとともに、相談仲介のできる協力者となるボランティアを育成する 地域包括支援センター、在宅介護支援センター、地域子育て支援センター等の活動の周知 家庭児童相談員等の相談窓口の周知 民生委員児童委員、主任児童委員の活動の周知 <p>【社協の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の身近なところでの相談窓口を開設し、民生委員児童委員との連携による相談体制の充実を図る 訪問など多様形態での相談体制の充実を図る 地域の既存施設を活用した、関係団体等との連携した相談体制づくりの整備 	<p>【福祉事務所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「広報えびのお知らせ版」での子育て悩み相談所の広報 民生委員児童委員の資質の向上をめざし研修等の充実を図っている 地域福祉活動を行うボランティア実践者やボランティアリーダーを発掘、育成するために、社協と連携し人材育成等を支援している <p>【健康保険課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 妊娠中や子育て中の人からの相談や生活習慣病予防等、健康に関する相談に常時応じている <p>【長寿介護課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターや在宅介護支援センターで常時相談に応じ、また高齢者の家を訪問し相談に応じている <p>【社協】</p> <ul style="list-style-type: none"> 身近な相談窓口として心配ごと相談所を毎週水曜日開設 (午後1時30分から4時30分まで1日2名体制) 無料法律相談所の開設 (毎月第3木曜日午後1時30分から4時30分 予約制で1日6人対応、相談員：弁護士) 市民からの要望により訪問・電話等の多様形態で相談に応じている

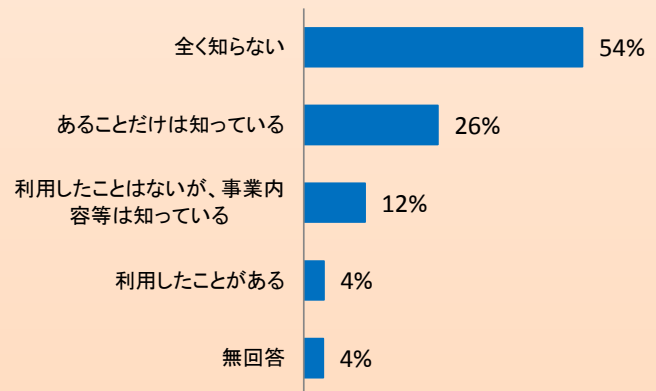
現状と今後の課題

市民の意識と実態（市民アンケート調査より）

【地域包括支援センターの認知度】（n=963）

n：アンケート回答者総数

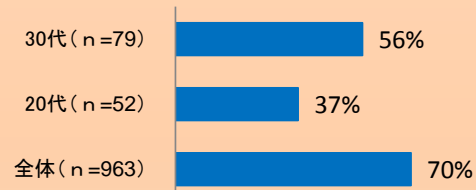
「地域包括支援センター」の認知度が低かったことから、身近な相談窓口としての周知が不十分であり、今後は身近な相談窓口として市民に認知してもらえるように、情報の伝達方法に工夫を凝らすなど周知活動のさらなる展開が求められている。



地域包括支援センターについて

【地域包括支援センターの役割について】（n=839）

「地域包括支援センター」の通報窓口としての役割も、ほとんど認知されていないため、今後は、「地域包括支援センター」が相談窓口であることに加え、具体的な事業内容なども市民に認知してもらえるように、わかりやすい情報の提供に努める必要がある。



問 高齢者の虐待を発見したとき、通報の窓口が「地域包括支援センター」であることをご存じですか。

○地域福祉のネットワークづくり

取り組み	取り組み状況
<p>【行政の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉ネットワークづくりの体制支援と活動への支援 ・さまざまな地域福祉活動に誰もが参加できるように、パンフレットやホームページなどによる情報の共有化と発信の仕組みづくりを図る <p>【社協の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉団体等の交流の場の設定や情報の共有化の仕組みづくりなど、相互に交流、連携するための支援を行う ・地域福祉団体を把握し、交流できるような場の設定や事業展開を図る 	<p>【福祉事務所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・えびの市要保護児童対策地域協議会の構成団体である児童相談所、保健所、民生委員児童委員協議会、小中学校、警察、保育園、幼稚園、市関係課が情報を共有しながら要保護児童に対し継続的な支援や事案発生時の初動対応を行っている ・声かけ事案発生時には教育委員会と連携し幼稚園、保育園への速やかな情報提供を行い、子供の安心安全の確保に努めている <p>【長寿介護課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4在宅介護支援センター共同でリーフレットを作成し活用 <p>【社会教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の見守りと「地域の子供は地域で育てる」を理念とし、自治公民館奨励事業などの推進とともに特に世代交流事業に力を注いでいる <p>【社協】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉団体（行政区ごとの地域支え合い支援ボランティア）の活動支援を行っている ・地域福祉団体（各種福祉団体）の事業支援や事務局を担い、団体と連携して事業推進を行っている ・団体長会を開催し、連携を密にしている（福祉バザーの実施・歳末助け合い募金・共同募金助成事業）

○地域ケア体制の充実

取り組み	取り組み状況
<p>【行政の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターを軸にした総合ケア体制の確立を目指す ・各種団体の地域ケアに対する活動支援 <p>【社協の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア体制の中核として各種団体の連携、住民の問題を解決するケア会議などを行う ・ボランティアセンターの機能強化、関係団体との連携活動を行う 	<p>【長寿介護課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険関係職種との連携は取れており、警察との連携も構築しつつある <p>【社協】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア連絡協議会と連携を図り、県内一斉ボランティアの日の清掃活動や県南ブロック研修会への参加、各種大会等への参加、防災ボランティアの意識向上等を行っている ・ボランティアセンターとして、各種ボランティア団体の紹介（パンフレット）や登録、斡旋を行い、協働で活動を推進している

〇わかりやすい情報の提供

取り組み

【行政の役割】

- ・地域住民が行政や民間の福祉サービス情報を手軽に入手できるような体制づくり
- ・広報紙やホームページを用いた保健福祉サービスに関する情報の提供
- ・地域住民やボランティア団体、NPOなどが提供する福祉サービスに関する情報等の作成支援

【社協の役割】

- ・各種講座を通じて保健福祉サービスや各地域の活動に関する情報提供の充実
- ・「社協だより」を通じた保健福祉サービスや各地域の活動に関する情報提供の充実

取り組み状況

【福祉事務所】

- ・「広報えびの」「広報えびのお知らせ版」を活用した情報提供を行っている
- ・ボランティアセンターにコーディネーターを配置し、各種ボランティアグループ、個人活動者等の育成、登録、斡旋等の活動支援及び連絡調整を行っている

【長寿介護課】

- ・出前講座で情報提供、制度の周知に努めている

【社協】

- ・出前講座や地域支え合い事業等で福祉の現状や防災に関する講座等を機会あることに実施している
- ・地域福祉活動に関する情報や現状を「社協だより」やパンフレット等を作成し、全世帯に配布している
- ・「ボランティア情報誌」を10,000部作製、市内全世帯に配布し、ボランティアグループの周知に努めている

現状と今後の課題

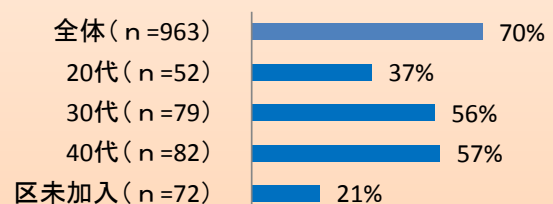
市民の意識と実態（市民アンケート調査より）

【区・分区（自治公民館）が発行する文書・広報紙について】

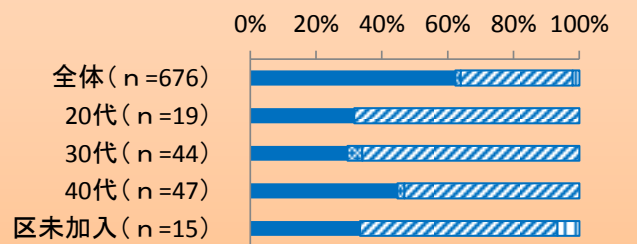
現在えびの市では、地域の情報発信の手段として文書・広報紙を用いた広報が主流である。

しかし、特に若い世代においては、広報紙を「読んでいる」割合が低く、また「読んでいる」と回答した方でも満足していない現状が見受けられる。情報に関するニーズの多様化に対応するためにも、広報紙以外の様々な媒体を活用した情報提供や、情報ネットワークの充実を図り、若い世代の方々に地域に関心をもってもらえるような情報の発信が求められている。

n：アンケート回答者総数



読んだことがあると回答した割合



■ 満足 ■ 不満 ■ どちらでもない □ 無回答

広報紙に対する満足度

(2) 誰もが安心して利用できる福祉サービス

○権利擁護の推進

取り組み	取り組み状況
<p>【行政の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度及び権利擁護の推進に向けた取り組みについて、広報紙・ホームページなどにおいて周知を図り、利用促進に努める ・出前講座や生涯学習等での学習会の開催 <p>【社協の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社協が行う事業である「地域福祉権利擁護事業」について、地域の講座やワークショップ等で紹介するなどしながら市民への周知を行い普及、啓発に努めるとともに制度の支援を行っていく 	<p>【長寿介護課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携、出前講座などで制度の周知に努めている <p>【社協】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活自立支援事業（あんしんサポート事業）として、現在29名の利用者と契約し支援を行っている ・これまで小林市社会福祉協議会が基幹社協として担っていたが、平成23年度よりえびの市社会福祉協議会に専従の職員を配置し、実施している（専門員1名、支援員5名体制で活動中）

○総合的なケアマネジメント体制の充実

取り組み	取り組み状況
<p>【行政の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健、福祉、医療の専門機関や事業者の連携を推進し、地域における効果的な事業展開を図るとともに、連絡体制の充実などを通じて専門機関、事業者、行政、地域との連携を図っていく ・地域包括支援センターの機能を充実し、地域の総合ケアマネジメントを担う中核機関としての役割を明確化していく <p>【社協の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成や研修を充実し、福祉サービスの質の向上を図るとともに、保健、福祉、医療の連携を図る ・各種会議において、高齢者や障害者など各分野の情報交換と問題の共有化を図る 	<p>【長寿介護課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネージャーの資質の向上、情報交換等を目的としてケアマネ会を毎月実施 <p>【社協】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各分野の業務遂行に伴う研修に積極的に参加し、質の向上に努めるとともに、行政の各種委員会や会議等に委託を受けた職員が委員として参加することで連携を図っている ・高齢者や障害者等の福祉関係団体の事務局を置き、日常的に情報交換を行っている

(3) 社会福祉協議会の機能強化・連携

○福祉活動の充実・推進

取り組み	取り組み状況
<p>【社協の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民のサービスの多様化とニーズに合わせた活動や行政関係各課との連携を図り連絡会等の開催を検討する ・幅広い立場の団体、地域住民、専門職が地域福祉の推進や社会福祉協議会の事業に参画する場として専門部会の活性化を図る 	<p>【社協】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政関係各課と連携は密に取れるようになった ・専門部会設置にむけての取り組みはまだ行われていない

○財政の安定と強化

取り組み	取り組み状況
<p>【社協の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会の事業活動に必要な自主財源の拡大を図るため、効率的な収益事業等に取り組む ・社会福祉事業寄付金の拡充と有効活用に努める ・地域住民に共同募金への理解を深めてもらうとともに、効果的な活用に努める ・国、県、市及び民間が実施している各種制度事業や補助事業の積極的な活用を図る 	<p>【社協】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主財源の拡大を図るため、収益事業の参入に向けて検討を行っているが、いまだ妥当な事業が見つかっていない ・社会福祉協議会の組織として節電や節約に努め職員一人ひとりに意識づけを行っている ・各種制度事業や補助事業、委託事業等の積極的な活用を図っている

○住民への周知活動

取り組み	取り組み状況
<p>【社協の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉や社会福祉協議会活動への理解促進のため地域住民に対し、ワークショップや座談会等を開催する ・住民の声を反映するため、意見箱の設置及び住民モニター制度を設置する ・地域福祉活動に参加している住民に対し関連情報提供を充実させるための講座等への積極的な参加を促す 	<p>【社協】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「社協だより」を年2回、全世帯に配布している ・各種地域でのイベントや地域支え合い事業等の関係者へ福祉の現状や課題等について講話や勉強会を実施している ・社会福祉協議会活動を理解してもらうため、様々な機会を通じて事業説明や現状を伝える活動を行っている ・地域福祉推進リーダー等に対し、ワークショップを実施し、地域福祉の活動主体が社会福祉協議会であることの啓発に努めている

○バリアフリーの推進

取り組み	取り組み状況
<p>【行政の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある人が公共施設を安全で円滑に利用できるように公共機関の建築物は段差の解消、トイレ、スロープ、手すり等の整備を行う ・ 歩道の段差解消や点字ブロック等の設置を推進する ・ 個人住宅のバリアフリー化を促進するため、関係機関の支援を得ながら住宅相談に応じたり、住宅改造に対して支援を行っている <p>【社協の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域や学校等においてバリアフリーに関する学習会を開催する ・ 体験学習によるバリアチェックを実施 	<p>【福祉事務所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設のトイレの改修を含めたバリアフリー化はそれぞれの担当課で年次計画により進行中 ・ 市営住宅については障害者にやさしい住宅の建設をはじめ、担当課よりバリアフリーに対応した助言指導を行っている <p>【社会教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の地区体育館、運動公園等のトイレ改修により、洋式化、段差の解消、手すりの設置などを行っている <p>【社協】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉教育の一環として、市内小中学校で高齢者疑似体験やアイマスク体験、車椅子体験等の実習及び福祉講話を行い、施設（ハード面）、心（ソフト面）のバリアフリーの必要性を伝えている

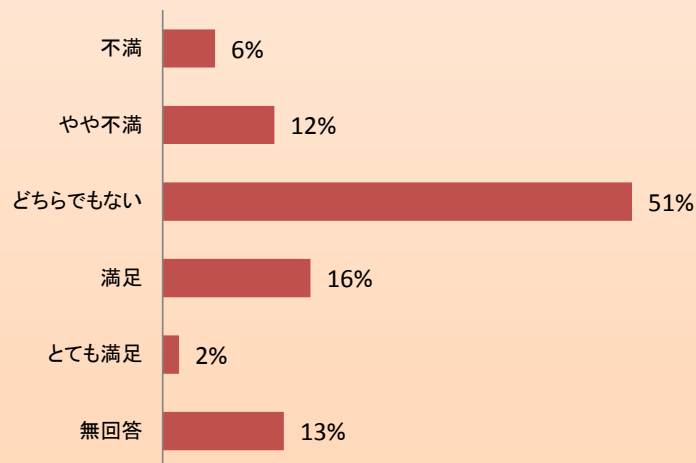
○ユニバーサルデザインの推進

取り組み	取り組み状況
<p>【行政の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物や用具など生活のあらゆる分野で障害がある方をはじめ、高齢者や子どもなど誰もが使いやすいよう開発されたユニバーサルデザインの普及、啓発を図る 	<p>【健康保険課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健センターのトイレの一部を暖房温水洋式便座に改修するとともに、ベビーチェアの設置を行った

現状と今後の課題

市民の意識と実態（市民アンケート調査より）

【障害がある方も安心して暮せる環境について】（n=963）



n：アンケート回答者総数

「障害がある方も安心して暮せる環境」について「不満」「やや不満」と回答された方のうち、その理由としてもっとも多く記述回答をいただいたのが「道路・施設の不備に対する不満」であった。バリアフリーやユニバーサルデザインの推進を図ってはいるものの、まだニーズに追いついていない現状がうかがえる。また、「どちらでもない」と回答された方のうち、その理由として多かったご意見は「分からない」「身近に障害のある人がいない」というものであった。

普段、障害のある方と接する機会のない人は、道路や施設の使いにくさ等を実感としてとらえる事がむずかしいと思われる。

心のバリアフリーの観点からも、もっと障害のある方と触れ合う機会を設け、“もし自分や自分の家族が障害を持ってしまったら”という視点から、バリアフリーやユニバーサルデザインについて考えていただけたら、“皆が安心して暮せる環境”も現実のものとなるはずである。

基本目標2 お互いが支えあうほっと安心できる地域をつくろう

(1) 地域支え合い活動の活性化

○小地域見守りネットワークづくりの推進

取り組み	取り組み状況
<p>【行政の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3世帯から4世帯をひとつのユニットとした小地域見守りネットワーク事業に取り組む自治公民館等に対して支援を行う ・地域における見守り運動の必要性を座談会等を通じて周知していく ・広報紙やホームページなどで見守りの事例等を紹介していく <p>【社協の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小地域見守りネットワーク事業を推進するために、各地域でワークショップやアンケートなどを実施し、具体的な方法・組織体制づくり等実践に向けた支援を行う ・各種会合で見守りネットワークの必要性等について学習する機会を設ける 	<p>【福祉事務所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11月の児童虐待防止月間に合わせて、毎年11月発行の「広報えびの」で児童虐待に関する広報を行っている ・地域福祉推進会議の中で災害時要援護者の見守り体制や避難支援協力員、福祉マップの作成など、住民主体の取り組みへ向けての啓発を行っている <p>【社協】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小地域見守りネットワークの充実を図るため、市内4中学校区単位で年3回開催される地域福祉推進会議内でワークショップやアンケート調査を行うなど定期的に学習する場を設けている

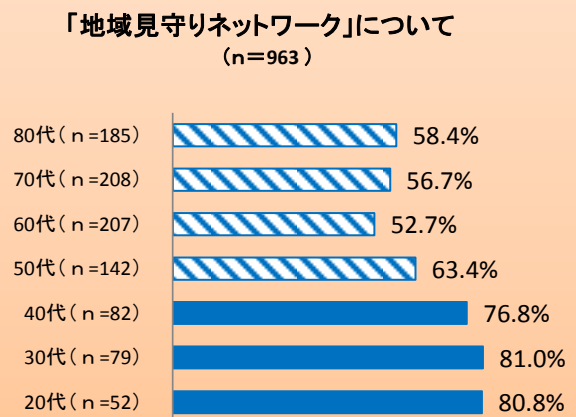
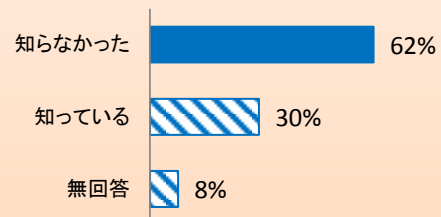
現状と今後の課題

市民の意識と実態（市民アンケート調査より）

「地域見守りネットワーク」について62%の方が「知らなかった」と回答。特に20代から40代の方にはほとんど認知されており、制度としての不備を感じざるを得ない結果となった。

地域福祉とは、地域に住むすべての人の問題であり、地域福祉を支えていってもらわなければならない若い世代で認知度が低いということは、「地域見守りネットワーク」そのものの実用性も危ういと考えられる。若い世代にも地域に対する関心を持ってもらえるよう、様々な視点から制度のPRをする必要がある。

n：アンケート回答者総数



「地域見守りネットワーク」を知らないと回答した年代別割合 (n=963)

○地域支え合い事業の充実

取り組み

【行政の役割】

- ・地域支え合い事業についての紹介と活動支援を行うことにより事業の拡充を図る
- ・地域支え合い事業の地域ボランティアの活動に対する支援を行う

【社協の役割】

- ・地域支え合い事業の実施主体として、高齢者、障害のある方・児童等が参加しやすい体制づくりを図っていく
- ・地域ボランティアが自主的に活動できるようにリーダー育成や各種講座、学習会を開催する
- ・自治公民館が独自で個性のある活動ができるようにワークショップ等を開催する

「地域支え合い事業」事業名変更の経緯

平成 8～10年	サテライト
平成11～14年	「みんないんもそ」 ふれあいデイサービス
平成14～16年	いきいき・ふれあい ・まごころサービス
平成17～19年	いきいき地域支えあい事業
平成20年～	地域支え合い事業

取り組み状況

【福祉事務所】

- ・地域の役員やボランティアを主体とした地域支え合い事業への積極的な取り組みにより、各地域内の65歳以上の高齢者や障害のある方で家に引きこもりがちの方等の参加者に、喜びと生きがいを与えており、また、地域福祉推進の中心的な役割を果たしていることに対し、市として物心両面からの支援を行っている

【長寿介護課】

- ・社会福祉協議会、在宅介護支援センターと連携して、地域支え合い事業等で介護予防教室を実施している

【社協】

- ・地域支え合い事業実績

平成22年度	39地区自治公民館 利用者735名 ボランティア823名
平成23年度	47地区自治公民館
- ・在宅介護支援センター、図書館、子育て支援センター等と連携して事業内容の充実を図っている

現状と今後の課題

市民の意識と実態（市民アンケート調査より）

n：アンケート回答者総数

平成23年度現在47の地区が「地域支え合い事業」に取り組んでいるのに対し、認知度が29%であったことは、まだまだ市民の中に浸透していないと言える。

「地域支え合い事業」の利用対象者でありながら、まだ参加されていない方も多数いるので、そういった方々を地域の輪の中に誘い出し、共に楽しい時を共有することこそ、「地域支え合い事業」の持つ本来の意味である。

したがって、事業の持つ意味をもっと末端まで広報し、新たな参加者を募って、引きこもりがちの方がいなくなるような地域にしていくことが今後の課題である。

活動内容	参加率 (%)
育成会の行事	52%
高齢者クラブの活動	51%
婦人会の活動	28%
地域支え合い事業	29%
小菜園事業	9%
敬老会	66%
花見	29%
地区の運動会	22%
美化活動	39%
伝統行事	23%
世代間交流会	13%
防災訓練	6%
その他	6%
無回答	6%

あなたがお住まいの地域ではどのような行事や活動を行っていますか (n=963)

○子育てネットワークの推進

取り組み	取り組み状況
<p>【行政の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センターを拠点とした関係団体の連携づくりの支援 ・「地域の子供を地域で育てる」仕組み及び活動に対する支援 ・地域住民に子育てに対して関心や理解を持ってもらえるようワークショップ及び学習会を開催する ・民生委員児童委員、主任児童委員と地域住民との交流に対するの支援を行う <p>【社協の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアに対して、支援活動についての学習会を開催 ・地域支え合い事業への取り組みをきっかけとして、子育てネットワーク体制構築に対する支援を行う 	<p>【福祉事務所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援センターでの子育て世代への援助活動や保育所地域活動事業での世代間交流、平成23年度からはファミリーサポートセンター事業により地域での子育て相互援助活動を支援している ・高齢者クラブ、民生委員児童委員が児童生徒の登下校時に通学路で見守りを行う等地域で子どもを見守る体制が確立してきている <p>【社会教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のあらゆる世代間の交流を図り子育ての支援体制や環境づくりを行うために、世代間鑑賞教室や子育て支援ボランティア講座、体験講座を開催 ・自治公民館における世代間交流事業の推進 <p>【社協】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飯野片馬場区にて子育て中の方を対象とした「スマイルサロン」を実施（H20～21年度、H23年度現在は地域婦人部により自主開催） ・H23年度より市の委託事業として「ファミリーサポートセンター事業」を実施中 登録者数：お助け会員10名 お願い会員47名

(2) 地域防災・防犯の連携強化

○自主防災組織の確立

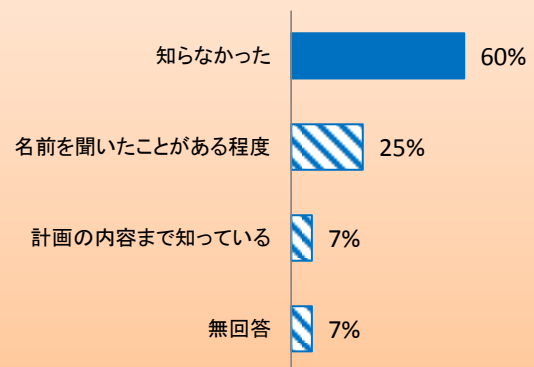
取り組み	取り組み状況
<p>【行政の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小地域見守りネットワーク体制と同時に自治公民館における自主防災体制確立にむけての支援 ・防災関連機関及び行政関連機関と地域との連携を深める ・高齢者や障害者などの要援護者が、地域において安心して暮らせるよう、平常時や地震、火災などの災害時に備え、民生委員を中心とした地域と福祉、消防の連携を図っていく ・自主防災組織の体制づくり支援 ・民生委員及び福祉サービスネットワークを通じて要援護者の把握ための体制づくりに努める ・地域で行われる防災訓練などを支援 <p>【社協の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態発生時に隣近所で支え合うことができる自治公民館活動ができるよう、地域支え合い事業や小地域見守りネットワーク体制づくりの中で学習する機会を設ける ・地域防災ボランティアの育成 	<p>【総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者避難支援事業実施要綱に基づき、災害時等に要援護者が地域の中で支援を受けられるようにするため、災害時要援護者の台帳等を作成し体制整備を実施 ・自主防災組織体制強化のため、地域単位での防災訓練の実施や自主防災活動に必要な資機材の支給等を行っているが、まだ活動できる自主防災組織の拡大には至っていない状況であり、各地区の自主防災組織の規約作成や図上訓練、防災訓練等が自主的に実施できるように各関係機関と連携を取りながら、組織の基本作りに今後も取り組んでいく必要がある <p>【社会教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治公民館で出前講座等により防災講座を実施し、避難訓練、防災訓練などを行っている <p>【社協】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難体制や自主防災組織の確立に向けて、福祉マップや防災マップ等を作成するための支援や指導を行っている（地域地図の提供） ・災害発生に備え、炊き出し訓練やわが身を守る心得等講座（出前講座）を行っている ・ボランティア連絡協議会組織への呼びかけ、ボランティア大学での防災講座開設等を行っている

現状と今後の課題

市民の意識と実態（市民アンケート調査より）

【災害時要援護者支援計画について】（n=839）

災害発生に備え、要援護者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から要援護者に関する情報の把握や防災情報の伝達方法や伝達体制の整備、避難誘導などの支援体制を確立することを目的として「災害時要援護者支援計画」の作成を推進していることについて、60%の方は「知らなかった」と回答した。自主防災組織が机上のものだけでなく、実際に機能するものとなるように、まずは「知ってもらうこと」から始める必要がある。

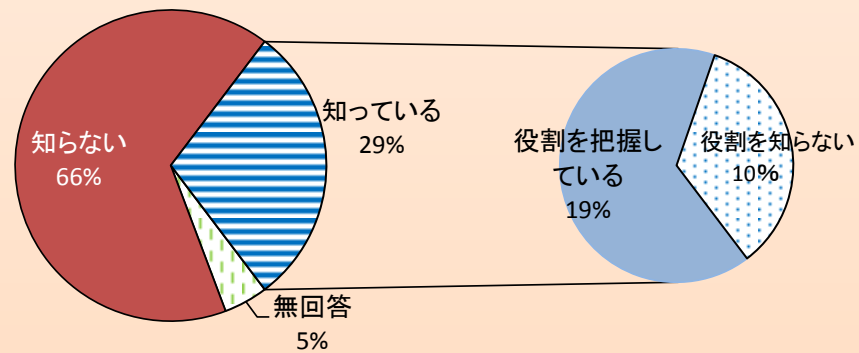


n：アンケート回答者総数

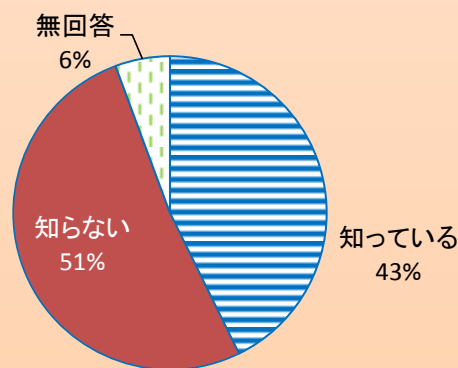
現状と今後の課題

市民の意識と実態（市民アンケート調査より）

n：アンケート回答者総



避難支援協力員の方へ質問
「避難支援協力員」について(n=109)



要援護者の方へ質問
自分を支援してくれる「避難支援協力員」が誰か？ (n=124)

今回の地域福祉アンケートでは、「要援護者・協力者照会名簿」に記載されている協力員（避難支援協力員）と要援護者の中から無作為抽出でアンケートに協力していただいた。

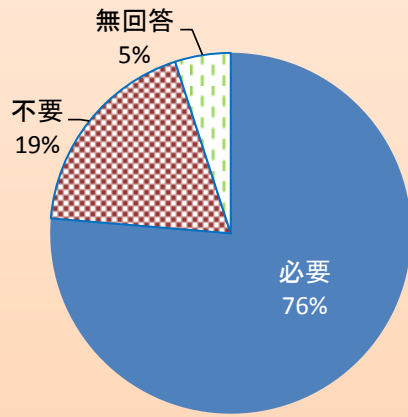
その結果、協力員として名簿に記載されていながら、自分が協力員であることを「知らない」と回答された方は66%、要援護者の方で自分の避難支援協力員が誰であるが「知らない」と回答された方は51%にも達し、現在の体制ではおそらく機能しない状態であることが予想される。また、協力員であることは知っていても、役割を把握している方は19%にとどまり、いざ災害等が発生した場合に要援護者の方々を適切に避難させることができるかは難しい状況であると思われる。

東日本大震災や新燃岳の噴火により、被災への不安が高まってきている今、その不安を解消するためにも適切に機能する災害時要援護者支援の体制を早急に見直し、立て直す必要がある。

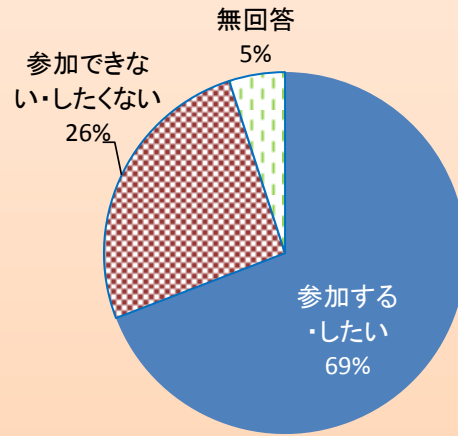
現状と今後の課題

市民の意識と実態（市民アンケート調査より）

n：アンケート回答者総数



防災訓練の必要性について



防災訓練への参加について

自主防災組織体制強化に取り組みつつも、まだ活動できる自主防災組織の拡大には至っていない状況でありながら、アンケート調査によると市民の防災訓練への関心が非常に高まっていることが分かる。東日本大震災や新燃岳の噴火など多発する自然災害に対する懸念からだとと思われるが、防災訓練の必要性及び防災訓練への参加意識も高いことから、今が自主防災組織体制強化を図る絶好の機会であると思われる。防災に対する意識を定着させるためにも各組織の基礎づくりに早急に取り組んでいかなければならない。

○地域防犯活動の推進

取り組み	取り組み状況
<p>【行政の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の防犯パトロールの結成等を支援 ・安心安全確保のための地域防犯体制づくりを支援 <p>【社協の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の防犯体制の充実が図れるよう、地域支え合い事業や小地域見守りネットワーク体制づくりの中で学習する機会を設ける ・住民一人ひとりの防犯に関する意識の高揚を図る 	<p>【福祉事務所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・声かけ事案発生時には教育委員会と連携し、幼稚園、保育園への速やかな情報提供を行い、子供の安心安全の確保に努めている <p>【総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年の青パト隊などの発足により、地域住民参加型の朝、昼、夜の巡回パトロール及び銀行や郵便局などでの防犯指導各駅での自転車点検パトロール等が展開されており、より一層地域住民が主体となった防犯活動が積極的に行われるようになってきている <p>【社会教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治公民館において出前講座等防犯に関する学習会を実施している <p>【社協】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域支え合い事業を中心に利用者やボランティアに対し、悪徳商法やオレオレ詐欺等に騙されないための講話や学習会を行っている ・警察等との連携で地域支え合い事業開催時に出前講座を受け入れている

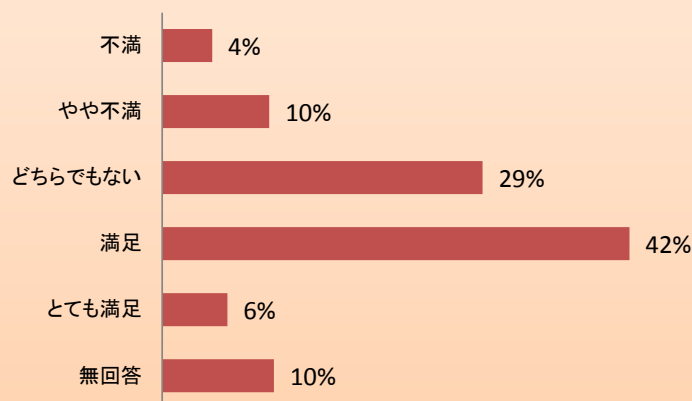
(3) 地域活動を支える拠点づくり
 ○地域資源を利用した交流活動拠点づくりの推進

取り組み	取り組み状況
<p>【行政の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅から歩いて行けるところを地域福祉の拠点としてとらえて、空家の利用、既存施設の再利用などを支援 ・地区公民館などの既存施設の活用 <p>【社協の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域支え合い事業や交流活動の拠点となる活動場所の確保に対する支援 ・地域における様々なサロン活動の支援 ・体験学習などを通じた活動の場づくりの推進 	<p>【社会教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治公民館は地域活動の拠点となるため利用しやすい施設にするための整備に対して助成を行っている (飯野地区公民館の施設整備) <p>【社協】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域支え合い事業の実施にあたり必要となる調理室の整備等に対し、初年度に限り2万円の助成を行っている ・地域ぐるみで小菜園づくりを行い、共同作業を通じて交流の場をつくり、作物の収穫時に子供達との交流を図っている <p>小菜園事業実績 平成21年度：5地区 平成22年度：2地区 平成23年度：7地区</p>

現状と今後の課題

市民の意識と実態（市民アンケート調査より）

【公民館の施設整備状況について】 (n=963) n：アンケート回答者総数



「公民館の施設整備状況」についての満足度をたずねたところ「満足」「とても満足」と回答された方が約半数を占め、「不満」「やや不満」と回答された方よりも満足されている方の方が多い結果となった。市からの助成等により、施設整備が進んでいる結果だと思われる。しかし一方で、「不満」「やや不満」と回答された方のうち、その理由として「トイレの不備」を指摘された方が多く見受けられた。

自治公民館を一番身近な地域福祉の活動拠点としてとらえた時、施設の整備状況、特にトイレの設備は高齢者や障害のある方、小さな子供のいる方にとっては、利用のしやすさに大きく影響を与える要因となる。誰もが利用しやすい自治公民館の整備に向けて、より一層の働きかけが必要である。

基本目標3 地域みんなでほっとな元気づくりをしよう

(1) 地域福祉への理解の醸成

○思いやりの心をはぐくむ福祉教育の推進

取り組み	取り組み状況
<p>【行政の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習等による出前講座や学習会の開催 学校と地域の連携による福祉教育の実施 各地区の地域福祉委員等のリーダー育成 学校教育との連携を図り、高齢者や障害のある方との交流を通じて福祉の心を育む活動を推進 <p>【社協の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校と福祉団体との交流会を積極的に開催 地域の資源や特徴を活用した福祉教育の推進 ボランティア体験事業の推進 	<p>【福祉事務所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育所地域活動事業での世代間交流を保育園で実施(4園)、また全園で取り組んでいる食育事業を通じて地域や世代間での交流を実施している保育園もある 市内の小中学校で社会福祉協議会が中心となりボランティア講座を開設し、疑似体験教室、福祉教育サポーターの養成、地域の高齢者による郷土芸能などの伝承活動も盛んに行われている <p>【社会教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各自治公民館における生涯学習として自治公民館活動奨励事業により出前講座を実施 学校支援地域本部事業により、地域の高齢者が小中学校の授業、行事などをボランティアとして支援している <p>【社協】</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉教育の一環として、高齢者スポーツ大会や視覚障害者スポーツ大会への小中学生の参加を企画し、ふれあい交流会を実施している 夏休みを活用し、中学生とのふるさと料理体験をえびの市更生保護女性会の方々の協力を得て実施している 学校の家庭科の授業等に地域ボランティアを派遣している 視覚障害者ガイド体験を毎年行い、視覚障害者との交流と障がいへの理解を図っている

現状と今後の課題

地域福祉アンケートにおいて、障害のある方や認知症の方などへの理解が十分でないという声もあがっており、福祉に対する関心を高めるといふ点からも、子供の頃から家庭や学校における福祉教育、また、地域の行事等を通じたさらなる福祉教育の推進が求められている。

(2) 地域福祉を担う人材育成

○地域活動の人材育成

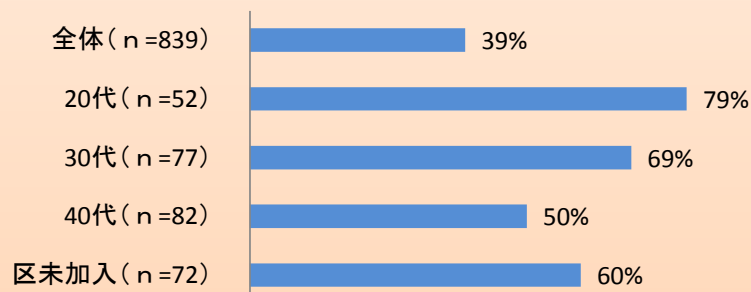
取り組み	取り組み状況
<p>【行政の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治公民館活動の中で地域福祉推進部（地域福祉推進員の人材確保、地域福祉推進員としての役割）の設置に対する支援 地域福祉推進員の必要性を学習会等を通じて周知させる <p>【社協の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域福祉推進員の事例研修や体験学習等を通じた地域福祉推進員としての役割の確立 地域福祉のリーダーと位置づけた研修会の実施 	<p>【福祉事務所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中学校単位で開催される地域福祉推進会議の中でワークショップによる研修を行い地域福祉推進員としての役割や地域福祉リーダーとしての育成を図っている <p>【社協】</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年実施されてきた地域福祉推進会議でワークショップの進行を担当し、地域福祉推進員の方々に対して学習会を実施している 地域福祉推進員の役割を明確にするため腕章やバッジ（地域見守り隊）を作成し配布を行った

現状と今後の課題

市民の意識と実態（市民アンケート調査より）

【地域福祉推進員について】

n：アンケート回答者総数



地域福祉推進員についてまったく知らないと回答した割合

地域福祉推進員の設置状況

中学校区	区数	設置済
飯野	19	18
上江	9	9
加久藤	18	18
真幸	19	16
計	65	61

平成23年度現在、えびの市全65区のうち61区において地域福祉推進員が設置されている。しかしながら、その認知度は全体でも60%ほどであり、若い世代ではほとんど知られていないのが現状である。

地域福祉推進員の活動の場を広げてもらう意味でも、地域福祉推進員及びその役割を周知しなければならない。

○地域福祉協議会の設立

取り組み	取り組み状況
<p>【行政の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉協議会の設立と体制づくり ・地域福祉協議会の必要性を理解してもらうための研修会の開催 <p>【社協の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉協議会の運営に対する支援 	<p>【福祉事務所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度から年3回を基本として、各中学校ごとに地域福祉推進会議を開催 <p>【社協】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各中学校区ごとに開催される地域福祉推進会議の運営に対する支援を行った ・2年おきに地域福祉推進大会を開催

現状と今後の課題
<p>これまで、地域福祉推進会議を通じて地域福祉を推進してきたが、今後は各中学校区ごとに地域福祉推進員を中心とした「地域福祉協議会」を設立し、地域福祉がより住民の自主性と自立性に配慮したものとなるよう、地域住民主体の地域福祉推進会議の開催に向けて取り組んでいく必要がある。</p>

(3) ボランティア活動の推進

○ボランティアセンター機能の充実

取り組み	取り組み状況
<p>【社協の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動の相談窓口の充実 ・ボランティア活動者の交流や情報交換等の機能の充実 ・ボランティア活動を行いたい人とボランティアを求める人をつなぐための体制づくり ・ボランティアの登録を推進し、円滑な相互支援体制を図る ・ボランティア活動に関する講座や研修会の開設 	<p>【社協】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターとしてボランティアの登録、斡旋、相談を行っている <p>登録状況 個人：84名 団体：65団体（1,805名）</p>

○ボランティア活動への参加促進

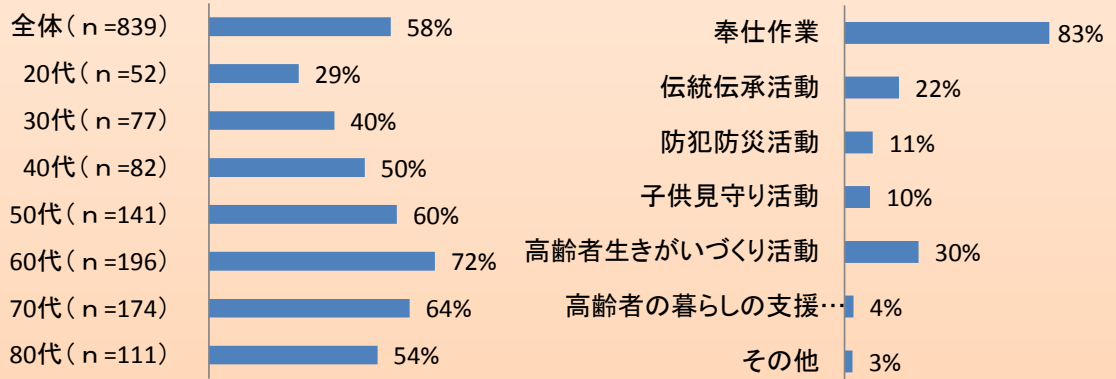
取り組み	取り組み状況
<p>【行政の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習などでボランティア活動や講座などを開催し、地域、学校、職場などでボランティアの啓発を行う ・ボランティアやNPO活動を含めた市民活動を広く支援するため、行政の窓口を充実させる ・ボランティア活動について広報紙やホームページ等により情報提供を行う <p>【社協の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア養成講座や学習会を行い、地域リーダーボランティアの育成とコーディネーターの資質向上を行う ・ボランティア活動をしている人の情報の共有化を図り、連携を強化して福祉のまちづくりとしての活動の促進を図る ・ボランティア活動の意識調査などを実施し、住民の意向にあったボランティア活動の研究を行う 	<p>【福祉事務所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録会員間で相互に行う有償ボランティア子育て援助活動を支援するファミリーサポートセンター事業を平成23年度から社会福祉協議会に委託して事業を開始した ・ボランティアセンターにコーディネーターを配置し、各種ボランティアグループ、個人活動者等の育成、登録、斡旋を通じて活動を支援するとともに連絡調整を行った ・「ボランティア情報誌」を1万部作成し市内の全世帯に配布してボランティアグループの周知に努めている <p>【社会教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長寿学園、自治公民館での高齢者教室、女性学級等を開催し、地域のリーダーやボランティアとしての活動を推進している ・子育て支援ボランティア講座を実施 <p>【社協】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・えびの市ボランティア連絡協議会に登録加盟していただき、情報交換会や県下一斉ボランティアの日の清掃活動を行っている ・ボランティア大学を開設し地域に根差したボランティア育成に取り組んでいる (現在77名) ・防災ボランティアへの登録へ向けた啓発を行っている

現状と今後の課題

市民の意識と実態（市民アンケート調査より）

【地域ボランティアについて】

n：アンケート回答者総数



参加経験ありと回答した割合

どんな活動に参加したことがあるか？
(n=489)

年代別に地域ボランティア活動への参加経験を見てみると、若い世代になるほど参加経験のある割合が低くなる。地域福祉の担い手となる人材の高齢化が進んでいる結果と言える。今後ますます地域福祉へのニーズが高まってくることが予想されるため、若い世代の方も活動しやすいような仕組みづくり、受け入れる側の体制づくりなどボランティア活動を次の若い世代につないでいく取り組みが必要である。

また、就労中の方でも活動できるボランティア活動の紹介など、ボランティアの周知活動とともにネットワークづくりへの積極的な取り組みが求められている。

(4) みんなで支える健康づくりの推進

○「元気に笑って健康」の地域一体となった活動推進

取り組み	取り組み状況
<p>【行政の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康教室、調理実習、ストレス解消法などの講座、ワークショップを開催 健康づくりについての周知を広報紙及びホームページで行う 出前講座等を活用した自治公民館、各種団体、グループなどの学習会で啓発を行う 「田の神さあ体操」の普及活動 地域福祉推進員等の健康づくり研修を開催 <p>【社協の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域支え合い事業等で健康づくり講話及び健康チェック等を行う 地域福祉と健康づくりが一体となった各種講座や学習会を開催 市保健師との連携を図り地域の健康づくり事業を展開 	<p>【健康保険課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民主体の地域ぐるみの健康づくりの推進に向けて健康教室や自治公民館等を対象にした出前講座を行っている 広報紙で毎月「いきいき健康」と題して健康づくりの情報発信を行っている 地域の健康づくりの核となる地域福祉推進員に対して地域福祉推進会議の中で健康づくりに関する講話を実施している 「田の神さあ体操」の普及啓発を行っているが、地域への広がりはまだ不十分である <p>【社会教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治公民館で出前講座による健康教室等の実施 体力測定の実施 <p>【社協】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域支え合い事業開催時に市保健師と連携を図り、健康講話や健康診断受診率アップの講話等を行っている

○健康づくり推進員体制の確立

取り組み	取り組み状況
<p>【行政の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康づくり推進員体制の確立と推進員の定期的な研修会を実施 健康づくり推進員の住民への周知 健康づくり推進員相互の交流を図り、自主的活動の実施と資質向上を目指す 地域包括支援センターと民生委員児童委員及び地域福祉推進員その他関係施設との連携体制を推進する <p>【社協の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康づくり推進員と地域で行う各種地域福祉活動事業との連携を図る 地域支え合い事業等の中で健康づくり推進員を活用 	<p>【健康保険課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域福祉推進員に対し健康づくりについての情報発信を行い、住民への知識の普及啓発や健診の受診勧奨を依頼し、健康づくり推進員としての役割を担っていただいている <p>【社協】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康づくり推進員が未だ明確でないため具体的な取り組みには至っていない

(5) 地域住民の交流の促進

○各種地域交流活動の実施と参加の促進

取り組み	取り組み状況
<p>【行政の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の交流活動が活発になるように支援する 自治公民館活動の活性化のために支援する 地域の活動を住民に周知する <p>【社協の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域交流事業における担い手となるボランティア活動等の研修を行う 隣近所やグループなどの空家等を利用した交流活動について啓発を行う 一人暮らしの高齢者や障害者、子育て家庭などが地域で交流の機会が持てるよう、地域で気軽に交流できる場や仲間づくりのためのサロン活動を支援する 	<p>【福祉事務所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域支え合い事業、災害時要援護者の地域での見守り活動や支援体制の確立を図った 中学校区単位での地域福祉推進会議を実施し、「みんなで支え合う地域づくり」の意識改革と具体的な取り組みについてワークショップを実施している <p>【社会教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治公民館活動奨励事業を利用しての地域交流を実施 自治公民館による広報紙等の発行支援 自治公民館活動活性化モデル事業の実施 <p>【社協】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成8年度当時8地区で開始した「地域支え合い事業」も年を経るごとに地域にその必要性を理解され、平成23年度現在では47地区に実施地区が拡大してきた。この事業を中核に地域の活動が活性化している 「地域支え合い事業」の拡大と同時に地域ボランティアも組織され、地域を支える大きな力となっている 地域ボランティアの育成に力を入れている

現状と今後の課題

「地域支え合い事業」を支えるボランティアの高齢化や参加者の固定化などの課題に対応できるような新たな展開が求められている。また住民自治の視点から、地域、地域包括支援センター、社会福祉協議会などが更なる連携を図り、地域住民が自主的に「地域支え合い事業」を開催できるような仕組みづくりに取り組んでいく必要がある。

○世代間交流の充実

取り組み	取り組み状況
<p>【行政の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会、学校、保育園など関係機関との協力により活動の場の充実に向けた支援を行う ・自治公民館活動、地域の子供連絡会との連携を密にする <p>【社協の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者と児童生徒との交流の機会を充実していく ・高齢者クラブなどによる世代間交流事業の支援 	<p>【福祉事務所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所地域活動事業での世代間交流を保育園で実施(4園)、また全園で取り組んでいる食育事業を通じて地域や世代間での交流を実施している保育園もある ・地域福祉への理解の醸成(思いやりの心を育む福祉教育の推進) <p>【社会教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治公民館で大人と子供の交流活動事業を利用した世代間交流を実施 <p>【社協】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉教育の一環として、高齢者スポーツ大会や視覚障害者スポーツ大会への小中学生の参加を企画し、ふれあい交流会を実施している ・共同募金助成金事業の位置づけとして市内65地区で世代間交流事業や伝承活動が行われるように1地区に対し2万円の助成を行っている

(6) 生きがいがづくりの推進

○生涯学習の推進

取り組み	取り組み状況
<p>【行政の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治公民館活動の支援 ・多くの人に参加できるような出前講座の内容の充実 ・いつでもどこでも学習のできる場の設定や講座等の環境整備 <p>【社協の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアリーダー育成などの学習会の実施 ・各種講座終了後のボランティア活動の実践についての手法の周知 	<p>【社会教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区公民館における高齢者教室、女性学級、地域学園の開催や世代間交流事業の実施のほか、長寿学園、市民大学において人材育成を図っている ・各自治公民館においては出前講座等を利用し奨励事業に取り組んでいる ・生涯学習推進会議の充実と出前講座の拡大を図っている ・生涯学習講座の実施 <p>【社協】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長寿学園や地域学園等社会教育関連の受講生を対象にボランティアについての講話を行い、ボランティアへの意識づけを行っている ・ボランティアセンターの役割として、各種団体のリーダーとの連携を密にするよう努めている

○連携による就労体制の整備

取り組み	取り組み状況
<p>【行政の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労のための事業所等への協力依頼及び支援 ・農業後継者等の少ない地域で「地域支え合い事業」が展開できるように支援を行う 	<p>【畜産農林課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化と農地の遊休化が進行する中地域組織での農地の有効利用を図るために水田利用作物の作付推進や農業所得向上と就労拡大に努めている

3. 計画の位置づけ及び策定概要

3-1. 地域福祉計画と地域福祉活動計画の法的な位置づけ

社会福祉基礎構造改革[※]として、平成12年に一部改正された社会福祉法は、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げ、地域福祉を推進する主体と地域福祉を推進する目的を定めています。

社会福祉法・地域福祉計画関連条文

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

社会福祉法（平成14年一部改正）は、こうした地域福祉推進のための方策として市町村地域福祉計画の策定を求めています。

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

社会福祉法第109条において社会福祉活動の推進役とされる社会福祉協議会で策定する「地域福祉活動計画」は、住民の自主的な地域福祉活動を推進するための仕組みづくりについて定めた行動計画です。

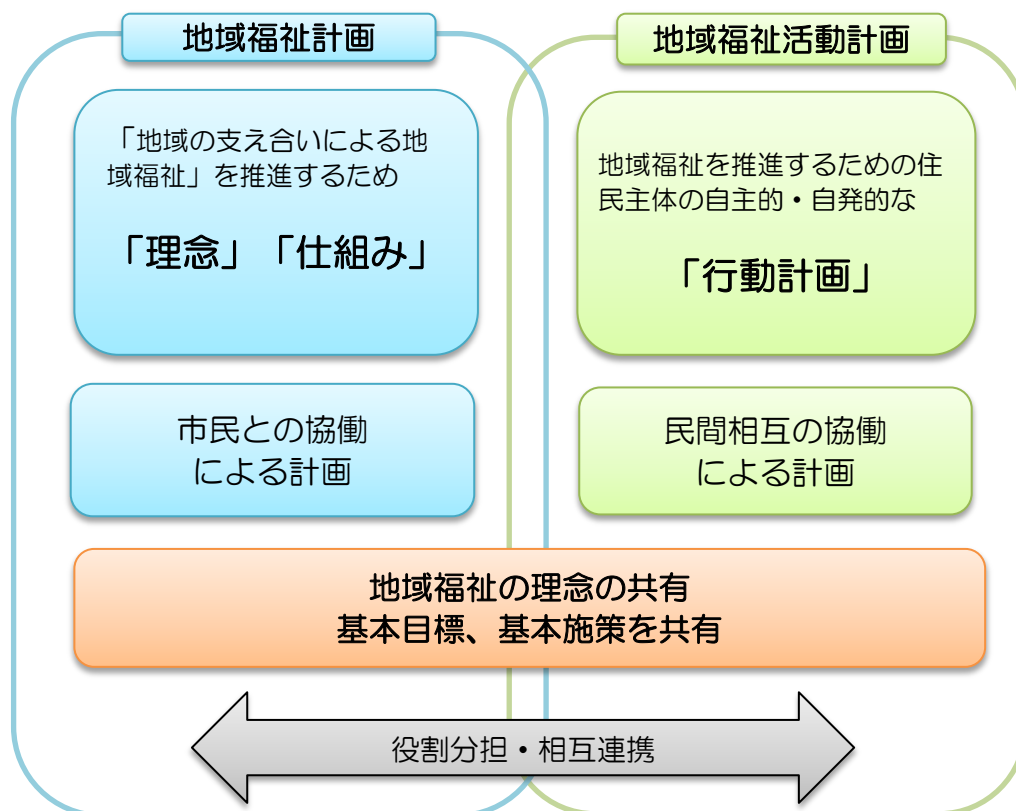


※社会福祉基礎構造改革

国民の社会福祉に対する需要の変化に対応して社会福祉の共通基盤と制度を抜本的に見直し新しくするための改革で、平成12年6月に公布されました。この改革に基づき、平成12年社会福祉法が成立し、平成15年には支援費制度が実施されました

3-2. 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

- (1) 地域福祉計画は、「地域の支え合いによる地域福祉」を推進するため、一人ひとりの尊厳を重んじ、人と人のつながりを基本とし「顔の見える関係づくり」「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。
また、えびの市総合計画を上位計画とし各種関連計画との連携や調整を横断的に図りながら、地域福祉の総合的な推進を図っていくものです。
- (2) 地域福祉活動計画は、地域福祉の推進を目指して、社会福祉協議会が中心となり、地域住民や住民自治組織、民生委員児童委員協議会、ボランティア団体、NPO等の民間団体による福祉活動の自主的・自発的な行動計画です。社会福祉協議会においては、「住民主体」という活動方針があり、民間組織としての開拓性や即応性、柔軟性を生かしながら、住民の自主的自発的な福祉活動を推進し、その組織化を進めています。
- (3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げるなか、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し合いながら、地域福祉を進展させていくものです。



3-3. 上位・関連計画における位置づけ

(1) 国における地域福祉に求められる方向性 (厚生労働省「地域福祉計画」ホームページより抜粋)

① 要援護者の支援方策について市町村福祉計画に盛り込む事項

(平成19年8月・厚生労働省通知)

1 要援護者の把握に関する事項

○要援護者の把握方法

市町村の福祉関係部局において、適切かつ漏れのない要援護者情報を日頃から把握しておくための方法や、把握した情報の集約と適切な管理の方法について具体的に明記する。

2 要援護者情報の共有に関する事項

○関係機関間の情報共有方法

1の方法により把握された要援護者情報の共有については、「要援護者支援に係る実施通知」において、要援護者情報を民生委員児童委員等の関係機関と共有する方式として、以下が示されているので、これらを参考に、その共有方式を明記するとともに、当該方式に基づく具体的な関係機関間の情報共有方法について明記する。

○情報の更新

定期的に要援護者名簿の見直しを行うなど要援護者情報更新のための具体的方法を明記する。

3 要援護者の支援に関する事項

○日常的な見守り活動や助け合い活動の推進方策

自治会・町内会の福祉委員や民生委員児童委員による訪問活動、社会福祉協議会等によるいきいきサロン活動や要援護者マップづくり等、要援護者に対する近隣住民等による日常的な見守り活動や助け合い関係づくりを推進する方策について、具体的に明記する。

○緊急対応に備えた役割分担と連携体制づくり

要援護者の安否確認情報を集約する市町村の連絡担当者を明確にする等、民生委員児童委員、近隣住民等活動者や事業者等が要援護者の異変を発見した場合や、災害時など緊急対応が発生した場合の安否確認情報が各市町村の担当部局に円滑に報告されるための役割分担と連絡体制について具体的に明記する。

併せて、病気その他により民生委員児童委員、近隣住民等活動者が一時的に活動できない場合や連絡が取れない場合に、代替者が安否確認を行う体制についても具体的に明記する。

② これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書 (平成20年3月)

地域における「新たな支え合い」を求めて一住民と行政の協働による新しい福祉一

検討の経緯

○本研究会は、「地域社会で支援を求めている者に住民が気づき、住民相互で支援活動を行う等地域住民のつながりを再構築し、支え合う体制を実現するための方策」について検討するため設置。

<p>いま、地域福祉を議論することの意義</p> <p>○公的な福祉サービスは、分野ごとに整備され、高齢者福祉や障害者福祉の分野では、質、量とも飛躍的に充実。</p> <p>○地域には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「制度の谷間」にある問題 ・ 多様なニーズについて、全てを公的な福祉サービスでは対応できない ・ 複合的な問題に対し公的サービスが総合的に提供されていない ・ 社会的排除 <p>などの問題がある。</p> <p>○「団塊の世代」が退職年齢に達し、新たに地域の一員として入ってくる。住民が地域での活動を通じて自己実現をしたいというニーズは高まってきている。</p> <p>○地域の生活課題に取り組むことは、取り組む者の自己実現につながるだけでなく、支援される者にとっても地域で自己を実現し、尊厳ある生活が可能となるもの。</p> <p>○地域における身近な生活課題に対応する、新しい地域福祉のあり方を検討することが、緊要な課題。</p>
<p>■現状認識と課題設定</p>
<p>社会の変化</p> <p>(少子高齢化の進行と従来の安心のシステムの変容)</p> <p>○少子高齢化が進む中、公的な福祉サービスだけで要支援者への支援をカバーすることは困難。</p> <p>(地域社会の変化)</p> <p>○地域の連帯感が希薄化し、特に大都市での地域社会の脆弱化は顕著。中山間部では限界集落等の問題。</p>
<p>福祉・医療施策の動向</p> <p>(近年の福祉施策の方向性)</p> <p>○近年の福祉制度改革の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者本位 ・ 市町村中心 ・ 在宅福祉の充実 ・ 自立支援の強化 ・ サービス供給体制の多様化 <p>(医療制度改革の動向)</p> <p>○近年の医療制度改革の動向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平均在院日数の短縮 ・ 療養病床の再編 ・ 在宅医療の推進
<p>地域における多様な福祉課題</p> <p>(公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題)</p> <p>○軽易な手助けなど制度では拾いきれないニーズ、「制度の谷間」にある者、問題解決能力が不十分で公的サービスをうまく利用できない人、孤立死等身近でなければ早期発見が困難な問題など。</p> <p>(公的な福祉サービスによる総合的な対応が不十分であることから生じる問題)</p> <p>○複合的な問題のある事例など。</p> <p>(社会的排除の対象となりやすい者や少数者、低所得の問題)</p> <p>○ホームレス、外国人、刑務所出所者など</p> <p>(「地域移行」という要請)</p> <p>○地域生活に移行する障害者を支える仕組みが必要。</p>
<p>地域で求められていること</p> <p>(安心、安全の確立)</p> <p>○安心、安全の確立が住民の地域での暮らしの大前提であり、地域社会活性化のためにも喫緊の課題。</p> <p>(次世代を育む場としての地域)</p> <p>○子どもが生まれ、育つ場としての地域がその機能を十分には果たしていない状況。次世代を育む場として地域社会の再生が必要。</p>

住民の自己実現意欲の高まり
<p>○自己実現や自己啓発を果たしたいという住民の意欲が高まっている。</p> <p>○地域社会は「ワーク・ライフ・バランス」（仕事と生活の調和）を実現する場でもある。</p> <p>○団塊の世代が退職年齢を迎え、地域を中心とした生活を送る者が急増してくる。</p> <p>○ボランティア活動を通じて社会に参加し、自己実現したいと考える人も増えてきた。</p>
これからの福祉施策における地域福祉の位置付け
<p>○現行の仕組みでは対応しきれない多様な生活課題に対応するため、地域福祉をこれからの福祉施策に位置付けることが必要。これは、住民の自己実現意欲にも応えるもの。</p>

■地域福祉の意義と役割

地域における「新たな支え合い」（共助）を確立
<p>○基本的な福祉ニーズは公的な福祉サービスで対応する、という原則を踏まえつつ、地域における多様なニーズへの的確な対応を図る上で、成熟した社会における自立した個人が主体的に関わり、支え合う、「新たな支え合い」（共助）の拡大、強化が求められている。</p> <p>○ボランティアやNPO、住民団体など多様な民間主体が担い手となり、地域の生活課題を解決したり、地域福祉計画策定に参加したりすることは、地域に「新たな公」を創出するもの。</p> <p>○市場、行政、非営利セクターがそれぞれの弱点を補い合い、住民の生活課題に対応することが必要。</p> <p>○市町村は、住民の福祉を最終的に担保する主体として、公的な福祉サービスを適切に運営。</p> <p>○また、市町村は、住民との協働の相手方として、以下の役割。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の地域福祉活動のための基盤を整備 ・専門的な支援を必要とする困難な事例に対応 ・住民の地域福祉活動と公的な福祉サービスとのつながりを改善
地域で求められる支え合いの姿
<p>○支援を必要とする人を「〇〇ができない人」としてとらえる、これまでの福祉の考え方を転換する。</p> <p>○地域で求められるのは、支援を必要とする人自らの内にある生きる力が引き出されるような、エンパワメント[*]としての支援。</p> <p>○地域における福祉活動では、ある人が常に支援する側になるのではなく、支援者と被支援者が入れ替わることもある。</p>
地域の生活課題に対応する
<p>(幅の広い福祉概念)</p> <p>○地域福祉の福祉概念は、暮らしのあらゆる場面で起こりうる生活課題に対応する、幅の広いもの。</p> <p>(方法や対象をあらかじめ限定せず生活課題に対応する)</p> <p>○方法や対象をあらかじめ限定することなく、生活課題に対して柔軟に対応。</p> <p>(予防、早期発見、早期対応)</p> <p>○最初に住民が近隣のちょっとした変化に気づき、課題として共有し解決したり、専門家や行政に通報し公的な福祉サービスにつなげる。</p>
住民が主体となり参加する場
<p>○住民たちが自分たちの発想で、主体的に活動に取り組んでいることそのものが活動の原動力。</p> <p>○住民による地域福祉活動は、社会貢献、自己実現の場でもある。</p>

※エンパワメント (empowerment)

「人生を生きる主人公は自分自身であり、自己決定により自らの人生を切り拓き自己実現を図っていく」という利用者自身の持っている力を引き出す援助のことをいう。

<p>ネットワークで受け止める</p> <p>(近隣の関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○近隣の日常的な関係は、生活問題の発見やいざという時の手助けにつながる基本。 ○支援を必要とする者の側にも「当事者力」の強化が求められる。 <p>(地縁団体と機能的団体の関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自治会・町内会などの地縁団体とNPO、ボランティアなどの機能的団体とは、目的や組織、運営は異なるが、地域における支え合いの担い手という点で共通。 ○両者の協働のメリットは大きい。 <p>(行政や事業者・専門家と住民との関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○互いに相手の特性を生かしながら、協働する相手。 ○生活課題の情報を共有し、困難な事例や専門的な対応を要する課題、公的な福祉サービスで対応することが適当な課題は、行政・事業者や専門家が対応。
<p>地域社会再生の軸としての福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民が地域の生活課題に対する問題意識を共有し、解決のため協働することは、人々のつながりの強化、地域の活性化につながる。 ○地域福祉は、地域社会の再生の軸になりうる。
<p>■地域福祉を推進するために必要な条件とその整備方策</p>
<p>住民主体を確保する条件があること</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民が地域活動を担うと同時に、地域の生活課題を住民が集約し、福祉に関する決定に反映させることが、成功している地域での実例。 ○市町村も、施策の形成や地域福祉計画の策定に当たり、住民の意思を反映させる仕組みを整備することが必要。
<p>地域の生活課題発見のための方策があること</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の生活課題には見えにくいものも多く、どのように見つけるかが重要。 ○地域の住民が、生活の中で近隣の様子の変化に気づいたり、サロンやサークル活動などの多様な活動を展開することを通じて、地域の生活課題を発見。
<p>適切な圏域を単位としていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の生活課題を発見するためには、お互いに顔のみえる環境づくりが必要。 ○住民の地域福祉活動が活発に行われている地域をみると、市町村の中で重層的に圏域を設定。 ○身近な圏域で発見された地域の生活課題が、より広い圏域で共有、対応の検討を通して新たな活動の開発につながる。
<p>地域福祉を推進するための環境</p> <p>(情報の共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域で発見された生活課題を解決につなげるためには、関係者間での情報共有が重要。 ○地域福祉に圏域各レベルで、関係者のネットワークを形成し、地域の生活課題を共有。 <p>(活動の拠点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民が積極的に地域福祉活動を続けるためには、拠点となる場所が不可欠。 <p>(地域福祉のコーディネーター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民の地域福祉活動を支援するため、市町村が、一定の圏域に地域福祉のコーディネーターを整備。コーディネーターの役割は、次の通り。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的な対応が必要な事例への対応 ・ ネットワークづくり ・ 地域に必要な資源の開発 <p>(活動資金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現在の地域福祉活動は、共同募金の配分金や、社会福祉協議会の会費からの交付金・補助金等によっている。 ○住民の地域福祉活動の資金は住民自ら負担するか、自ら集めることが原則。 ○必要な資金を継続的に確保するためには、資金を地域で集めることができる仕組みが必要。

核となる人材
<p>○安定的かつ継続的な地域福祉活動には、活動の核となる人材が必要。</p> <p>○PTAや青少年団体など、福祉に限らず他の様々な分野に見いだしていくことも必要。</p> <p>○子育て家庭などの若い世代への働きかけも重要。</p>
市町村の役割
<p>(総合的なコミュニティ施策の必要性)</p> <p>○防災・防犯、教育・文化・スポーツ、就労、公共交通・まちづくり・建築など、幅広い視点から、従来の福祉の枠にとられない、総合的なコミュニティ施策が必要。</p> <p>(公的な福祉サービス提供と地域福祉活動の基盤整備)</p> <p>○公的な福祉サービスを適切に提供するとともに、住民の地域福祉活動の基盤を整備するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉計画への住民の新たな支え合いの位置付け ・ 計画策定に当たっての住民参加の仕組みづくり ・ 圏域の設定 ・ コーディネーターや拠点の整備等が求められる。 <p>○財源も確保すべき。国も市町村への支援が求められる。</p> <p>○公的な福祉サービスと地域で発見された問題とがうまくつながるよう、公的な福祉サービスの見直しや運用の弾力化が必要。</p> <p>○国も、施策の設計や実施に当たって、市町村への配慮が求められる。</p>

■留意すべき事項

多様性を認め、画一化しない
<p>○本報告書で示している圏域設定などの提案は、あくまでも基本的な考え方を示したものの。</p> <p>○それぞれの地域での多様な展開が望まれる。</p>
地域がもっている負の側面
<p>○地域社会とのつきあいが煩わしく感じられたり、時として個人の生活に抑圧的にはたらいたりする側面もある。</p> <p>○解決のためには、住民の意識が変わることが不可欠であり、人権意識を高めるとともに、機能的団体や地域の外の専門家なども活動に呼び込み、地域を常に開かれた場とすることが重要。</p>
個人情報の取扱い
<p>○地域における生活課題を発見し、解決につなげていくには、関係者の情報の共有が不可欠。</p> <p>○現在、個人情報保護を巡って「過剰反応」といわれる状況が一部にみられる。</p> <p>○個人情報保護法は一定のルールの下での個人情報の適切な利用は否定しておらず、行政機関は冷静に判断し、地域福祉の推進に必要な個人情報を積極的に関係機関と共有することが必要。</p>

■既存施策の見直しについて

検証と見直しの観点
<p>○地域福祉は、従来の福祉の枠を大きく超えるものであり、防犯・防災、教育・文化、住宅・まちづくり等幅広い分野との連携が必要。</p> <p>○公的な福祉サービスについても、地域福祉の視点に立ち、制度や運用の弾力化、改善が必要。</p> <p>○社会福祉法や民生委員法などで規定されている現行の地域福祉に関する施策についても、新しい地域福祉の推進のため、整合性がとれるよう見直すべき。</p> <p>○見直しの視点は以下の3つ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民主体を進める。 ・ 「新しい支援」の概念に立つ。 ・ これからの地域福祉を進める条件に適合する。

<p>地域福祉計画</p> <p>○住民主体の地域福祉活動を推進するものとなるよう、次の事項を盛り込むべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の生活課題の発見方策 ・ 圏域の設定 ・ 情報の共有 ・ 地域福祉活動の担い手や拠点 ・ 資金の確保 ・ 災害時要援護者への支援 など <p>○市町村内に圏域を設定した場合、圏域ごとに「地区福祉計画」を策定し、市町村地域福祉計画に位置づけるべきではないか。</p> <p>○住民参加を一層徹底すべきではないか。</p>
<p>民生委員</p> <p>○福祉委員等との役割分担の明確化、住民とともに活動しやすい環境の整備をすべきではないか。</p> <p>○選任の基盤を拡大し、より幅広い住民に担い手を求めるべきではないか。</p> <p>○名称については、役割や時代にマッチした名称の検討も必要との意見があった一方、堅持すべきとの意見もあった。</p> <p>○委嘱方式も見直すべきという指摘がある一方、大臣からの委嘱が民生委員自身のやる気につながっているとの意見もあった。</p>
<p>ボランティア活動</p> <p>○自己実現意欲を充足し、社会に新たな支え合いを実現するというボランティアの意義を再確認することが必要ではないか。</p> <p>○住民たちが日頃の近所づきあいの中で行っている活動もボランティア活動であることを、明確にすべきではないか。</p> <p>○ボランティアセンターのマッチング機能強化、コーディネーター配置推進も必要ではないか。</p> <p>○住民による地域福祉活動を支援する団体として位置付けるべきではないか。</p>
<p>社会福祉協議会</p> <p>○新しい地域福祉推進に役立つ組織として、住民主体となる方向で、機能、組織を見直すべきではないか。</p> <p>○名称も検討する必要があるという意見があった一方、名称の検討は組織、機能の見直しの結果必要があれば行うものという意見もあった。</p>
<p>福祉サービス利用援助事業</p> <p>○判断能力が不十分でサービス利用の能力に欠ける者を支援する事業であり、身近な住民によって発見されたニーズがつながることが重要ではないか。</p> <p>○住民の地域福祉活動を支援する事業として、より積極的に活用されるよう見直すべきではないか。</p>
<p>生活福祉資金貸付制度</p> <p>○低所得者への経済的支援策であり、地域福祉のツールとして明確に位置付ける必要があるのではないか。</p> <p>○活用状況について、地域差や制度のPR不足、手続きの煩雑さなどの問題があるのではないか。</p> <p>○国民へのPR、名称の検討、総合的相談機能の付加、手続きの迅速化・簡素化、新たな生活課題に即応した資金種類の新設も重要ではないか。</p>
<p>共同募金</p> <p>○民間福祉活動の財源として、大きな役割を果たしてきたが、平成7年度をピークに募金額は減少傾向。</p> <p>○地域福祉の観点からは、地域福祉活動の自主財源であることを明確にし、寄付金は、集めた住民が自らの地域福祉活動のために使用することを基本とすべきではないか。</p> <p>○この観点から、募金集約や配分の仕組み、組織、募金の実施方法も見直すべきではないか。</p> <p>○より広い年齢層から募金を集めるため、「赤い羽根」を付けるやり方や「共同募金」という名称についても検討すべきとの指摘もあった。</p>

(2) 宮崎県における地域福祉に求められる方向性

宮崎県地域福祉支援計画（平成23年3月）

基本理念：「共に支え合い、助け合う 安心な福祉社会づくり」

基本目標1：地域福祉のビジョンづくり

ア 地域福祉計画の策定と推進

- 地域福祉計画策定の理解促進
- 地域福祉計画の策定及び改訂支援
- 地域福祉計画の推進への支援

基本目標2：地域福祉を支える人づくり

ア 地域福祉の意識醸成

- 地域福祉の普及啓発
- 福祉教育の推進

イ 社会福祉事業従事者等の確保と資質向上

- 社会福祉事業従事者の確保と資質向上
- 民生（児童）委員の確保と資質向上
- 地域福祉担当行政職員の資質向上
- 社会福祉協議会職員の資質向上

ウ 地域福祉の担い手の育成

- ONPO・ボランティア活動の支援
- 地域福祉リーダー育成
- 地域福祉コーディネーターの育成
- 企業や団体等の社会貢献活動の促進
- 社会福祉法人の地域展開の促進

基本目標3：地域福祉サービスの基盤づくり

ア 相談支援体制の整備

- 身近な相談体制の整備
- 相談・支援機関等のネットワーク化の促進
- 専門相談機関の機能強化
- 支援の総合化の推進
- 生活課題の早期発見・支援体制の充実

イ 福祉サービスを適切に利用できる環境づくり

- 福祉サービス情報提供の充実
- 苦情解決体制の充実
- 福祉サービス利用者等の権利の擁護の推進

ウ 福祉サービス提供体制の充実

- 福祉サービス提供事業者の円滑な経営の確保
- 福祉サービスの質の向上

エ 地域福祉活動を支える体制づくり

- 社会福祉協議会の充実強化

基本目標4：みんなで支え合うしくみづくり

ア 住民参加で進める地域福祉活動の推進

- 地域福祉活動の展開
- 地域福祉活動への参加促進

イ 福祉で進めるまちづくりの推進

- 人にやさしい福祉のまちづくりの推進
- 福祉でまちづくりの推進

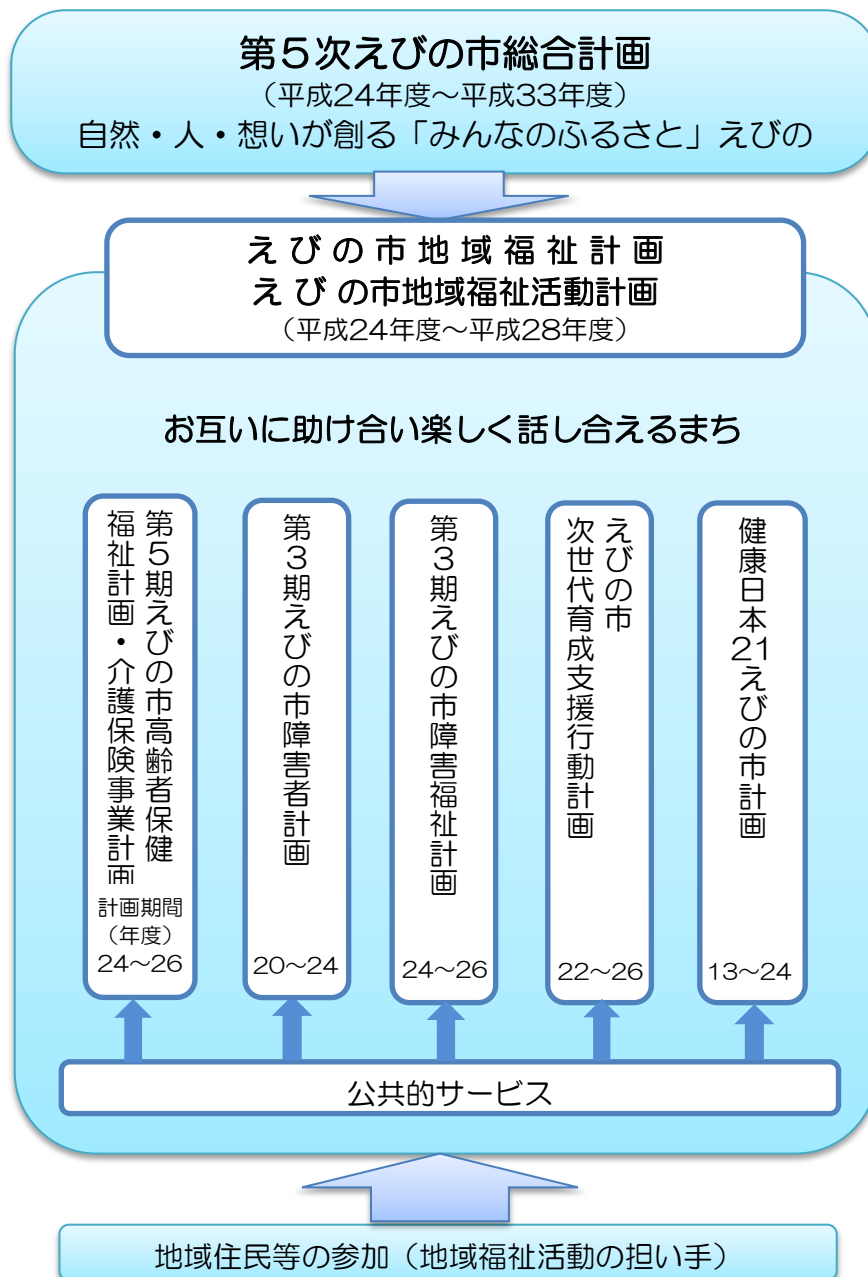
ウ 本県の地域や特性を捉えた地域福祉の推進

- 過疎地域等における地域福祉の推進
- 都市部を中心とした地域福祉の推進
- 災害時の支援体制の充実

(3) えびの市における地域福祉に求められる方向性

①計画の位置づけ

- 第5次えびの市総合計画は、平成24年度から平成33年度を計画期間として
～自然・人・想いが創る「みんなのふるさと」えびの～
を将来都市像とするまちづくりを進めるとしています。
- 本市の福祉に関する計画には、福祉サービスの対象ごとに作成している
 - ・第5期えびの市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
 - ・第3期えびの市障害者計画
 - ・第3期えびの市障害福祉計画
 - ・えびの市次世代育成支援行動計画
 - ・健康日本21えびの市計画
 があり、これらの計画を包括し、各計画の施策を推進する上での共通理念を示すものです。
- えびの市社会福祉協議会と連携しながら地域福祉を推進していきます。



② 市の上位・関連計画における方向性

第5次えびの市総合計画

将来像：～自然・人・想いが創る「みんなのふるさと」えびの～

- 基本目標1： 新たな活力を生む“産業づくり”
- 基本目標2： 志と郷土愛を持つ“人づくり”
- 基本目標3： 誰もが元気“健康のまちづくり”
- 基本目標4： みんなのかおが見える“協働と福祉のまちづくり”
- 基本目標5： 自然と調和した住みよい“生活環境づくり”

第5期えびの市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

基本理念：～自然・人・想いが創る「みんなのふるさと」えびの～

- 基本方針1 いきいきと暮らせるまちづくり
- 基本方針2 生きがいと社会参加の促進
- 基本方針3 安心して暮らせるまちづくり
- 基本方針4 思いやりと助け合いの福祉のまちづくり
- 基本方針5 地域ケア体制の充実
- 基本方針6 安心して利用できる介護保険サービスの提供・充実

第3期えびの市障害者計画

基本理念：一人ひとりが互いに尊重し合い、ほっとな思いやりのあるまちにしましょう

- (1) 自立生活と社会参加への支援
- (2) 主体性・選択性の尊重
- (3) 地域での支え合いと拠点づくり
- (4) 総合的な施策の推進

第3期えびの市障害福祉計画

基本理念：一人ひとりが互いを尊重し合いほっとな思いやりのあるまちにしましょう

- 基本目標1 障害のある人の個性に応じた福祉サービスの基盤整備
- 基本目標2 障害福祉サービスの一元化推進
- 基本目標3 自立した地域生活を送るための地域での支え合いと拠点づくり
- 基本目標4 就労支援の整備

えびの市次世代育成支援行動計画

基本理念：元気で思いやりのある子を育てるまちえびの

- 基本目標1 地域における子育て支援を充実します。
- 基本目標2 次世代の子どもを育成する教育環境を整備します。
- 基本目標3 安全・安心できる環境づくりを進めます。
- 基本目標4 子どもと親の健康づくりを進めます。
- 基本目標5 職業生活と家庭生活との両立を図ります。
- 基本目標6 要援護児童等へのきめ細かな取組を進めます。

健康日本21えびの市計画

基本理念：毎日が元気で笑って過ごせるとき

健康行動計画ビジョン：元気に笑って健康えびの

○食事がおいしく食べられる

○心から笑える

○楽しく運動できる

3-4. 計画の期間

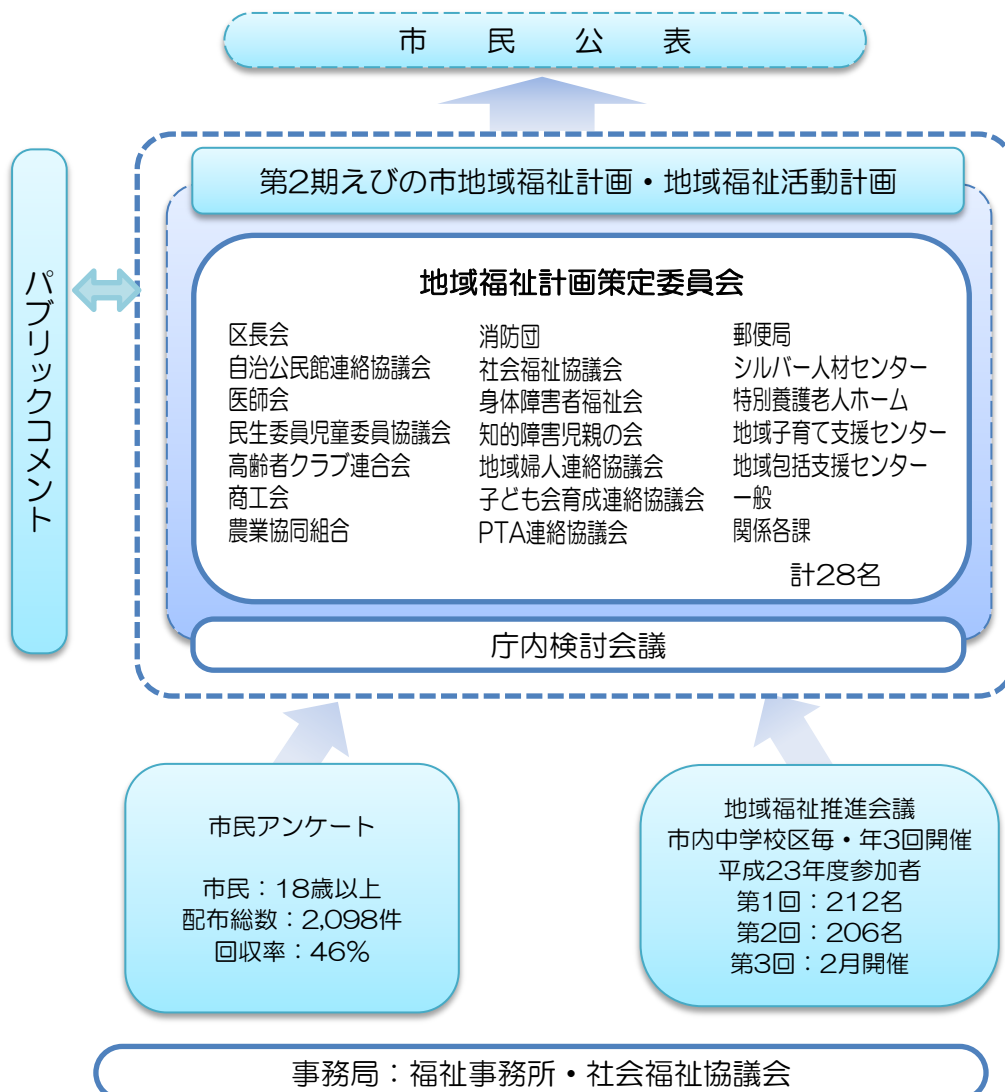
計画の期間は、平成24年度から平成28年度の5か年とします。
 なお、進捗状況や社会情勢等の変化に応じて必要な見直しを行います。

第1期計画	第2期計画	次期計画
平成19年度～平成23年度	平成24年度～平成28年度	平成29年度～

3-5. 計画の策定体制

第2期計画の策定にあたっては、できるだけ多くの市民や福祉関係者の意見を聴くことを目標に掲げ、市民アンケート、地域福祉推進会議でのワークショップなどを実施しました。

また、社会福祉協議会との連携を強化するため一体となって調査し、計画策定を行いました。



第2章 えびの市の地域福祉を取り巻く現状

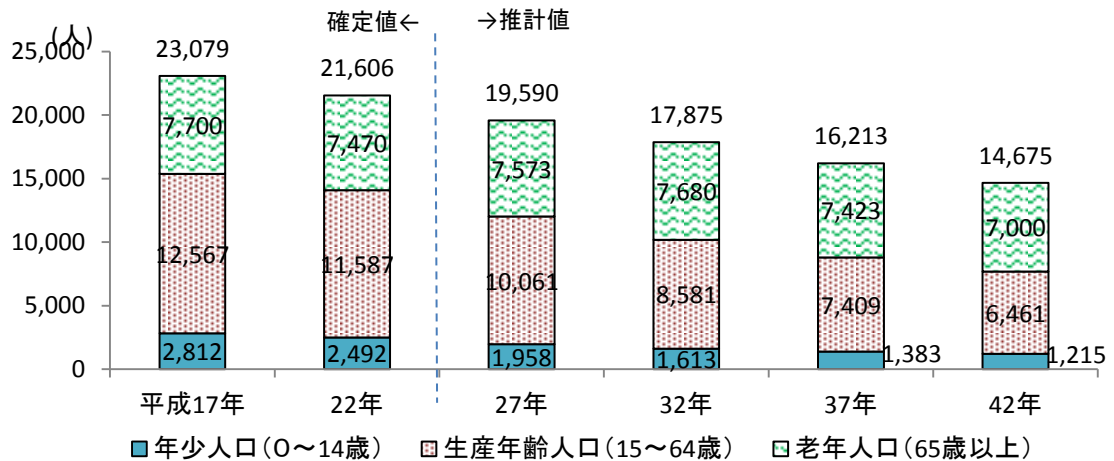
1. 人口・世帯の状況

(1) 人口の推移

本市の総人口の推移は、平成22年10月1日現在で21,606人となっており、平成17年と比較すると総人口、年齢3区分別人口のいずれも減少しています。

また、将来人口の推計をみると総人口は年々減少し、平成42年頃には現在の人口の約7割ほどの総人口となることが予想されています。中でも年少人口と生産年齢人口は大きく減少する事が予想され、人口構成比率が大きく変動することがうかがえます。

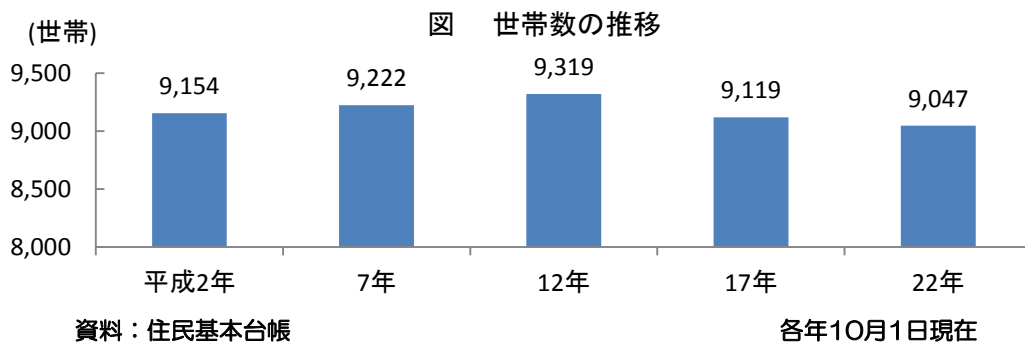
図 年齢3区分別総人口の推移



資料 平成17：平成17年国勢調査確定値
 平成22：平成22年国勢調査確定値
 平成27～42年：国立社会保障・人口問題研究所『日本の市区町村別将来推計人口』（平成20年12月推計）

(2) 世帯数の推移

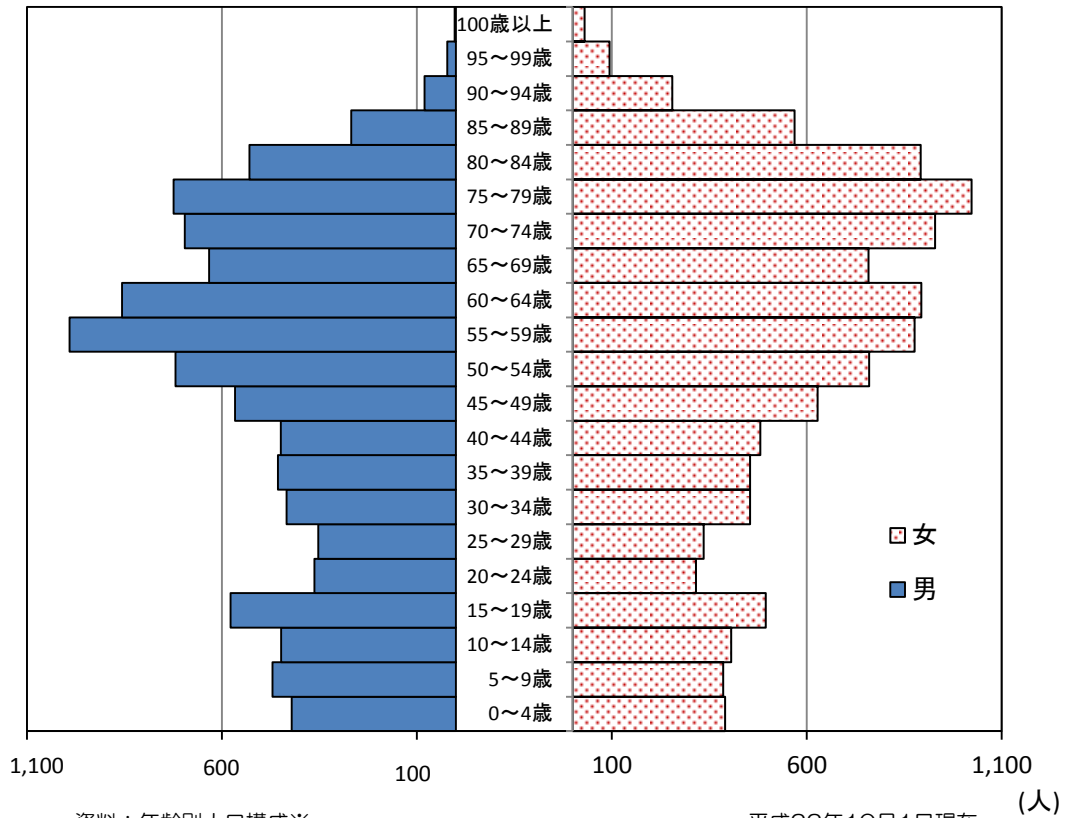
世帯数は平成12年までは増加傾向にありましたが、平成17年以降は減少しています。



(3) 年齢階級別人口ピラミッド

平成22年10月1日現在の年齢階級別人口ピラミッドでは、男性は55～59歳、女性は75～79歳が最も多くなっています。

図 男女別人口ピラミッド



資料：年齢別人口構成※

平成22年10月1日現在

※ 年齢別人口の推計にあたっては、国勢調査人口（平成17年10月1日現在）をもとに、住民基本台帳による増減数を各歳別に加減して推計している。

今後の日本は、世界のどこの国もこれまで経験したことがない高齢社会になると言われています。平成67（2055）年には、2.5人に1人が65歳以上となり、生産年齢人口からみると1.3人で1人の高齢者を支える状況が予測されています。（内閣府資料から）

表 高齢世代人口と生産年齢人口の比率

	生産年齢人口（15～64歳）を支え手とすると		
	65歳以上を何人で支えるのか	70歳以上を何人で支えるのか	75歳以上を何人で支えるのか
平成17（2005）年	3.3人	4.6人	7.2人
平成27（2015）年	2.3人	3.2人	4.7人
平成37（2025）年	2.0人	2.4人	3.3人
平成47（2035）年	1.7人	2.1人	2.8人
平成57（2045）年	1.4人	1.7人	2.4人
平成67（2055）年	1.3人	1.5人	1.9人

資料：内閣府 平成23年版高齢社会白書

平成22年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況

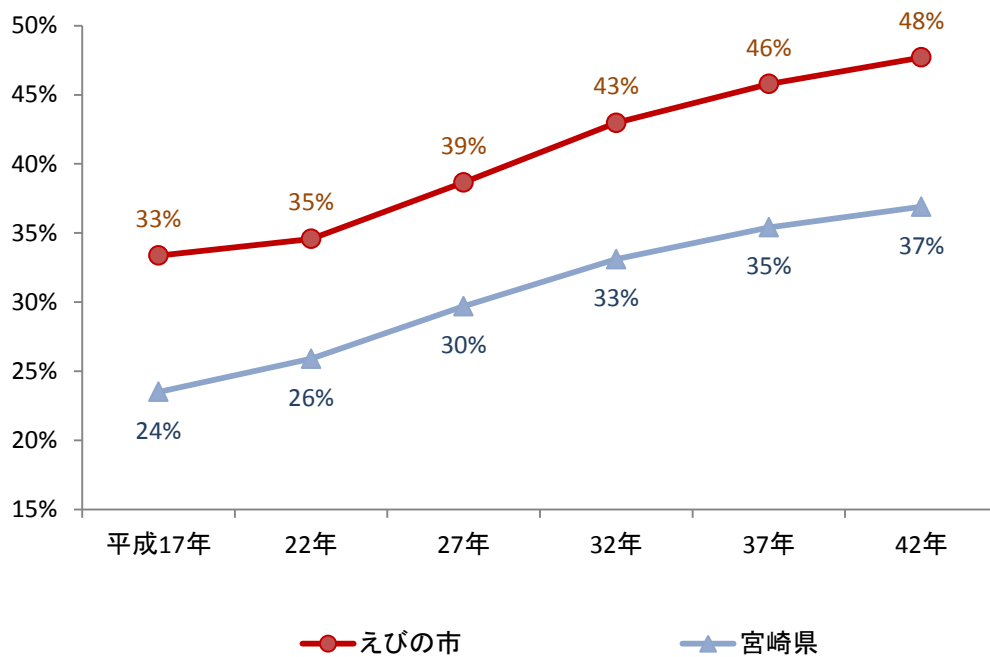
2. 高齢者の状況

(1) 高齢化率の推移

高齢化率（65歳以上の割合）は、平成17年度では33%となっていますが、団塊の世代が高齢期を迎える平成27年までにはさらに高齢化が進み39%になることが予測され、2.5人に1人が高齢者となります。

また、宮崎県の高齢化率と比較しても、えびの市は高齢化率がとても高く高齢者福祉の需要がますます増加することが懸念されます。

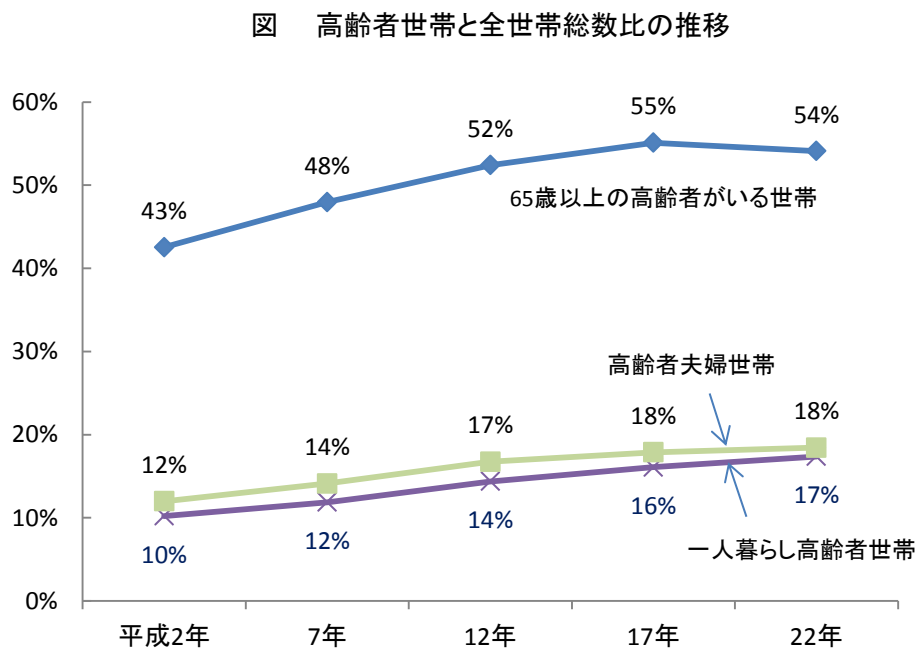
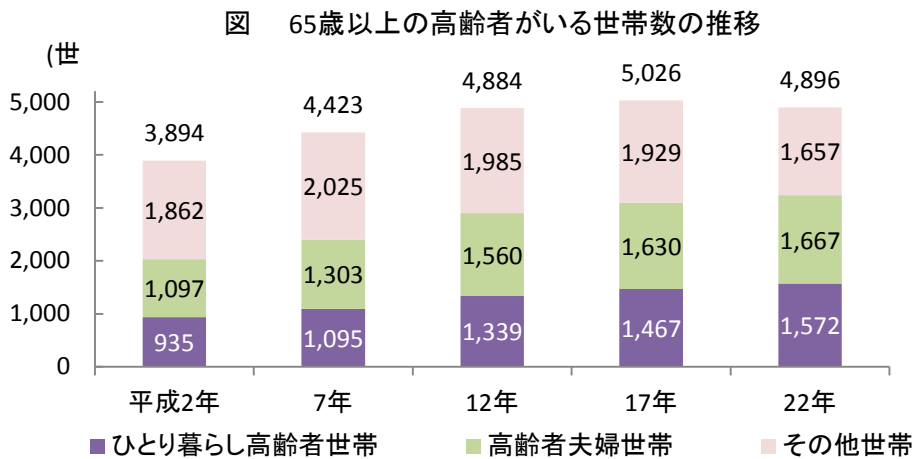
図 高齢化率の推移



資料 えびの市 平成17：平成17年国勢調査確定値
 平成22：平成22年国勢調査確定値
 平成27～42年：国立社会保障・人口問題研究所『日本の市区町村別将来推計人口』（平成20年12月推計）
 宮崎県 平成17年までは総務省「国勢調査」、22年以降は国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来推計人口」をもとに県が独自に推計

(2) 高齢者世帯の状況

高齢者世帯総数は平成22年で減少しているものの、高齢者夫婦世帯ひとり暮らし高齢者世帯はともに増加しており、平成22年には高齢者夫婦世帯が1,667世帯（世帯総数比18%）、ひとり暮らし高齢者世帯が1,572世帯（世帯総数比17%）となっています。



資料：長寿介護課

各年10月1日現在

(3) 要支援・要介護認定の状況

要介護及び要支援認定者総数は年々増加傾向にあり、平成22年3月現在で1,523人となっています。

区分	14年	16年	18年	20年	22年
要支援※	227	246			
要支援1			201	179	191
要支援2			198	225	201
要介護1	311	335	267	244	320
要介護2	163	195	189	233	211
要介護3	126	135	174	190	181
要介護4	150	145	170	185	193
要介護5	166	200	182	220	226
計	1,143	1,256	1,381	1,476	1,523

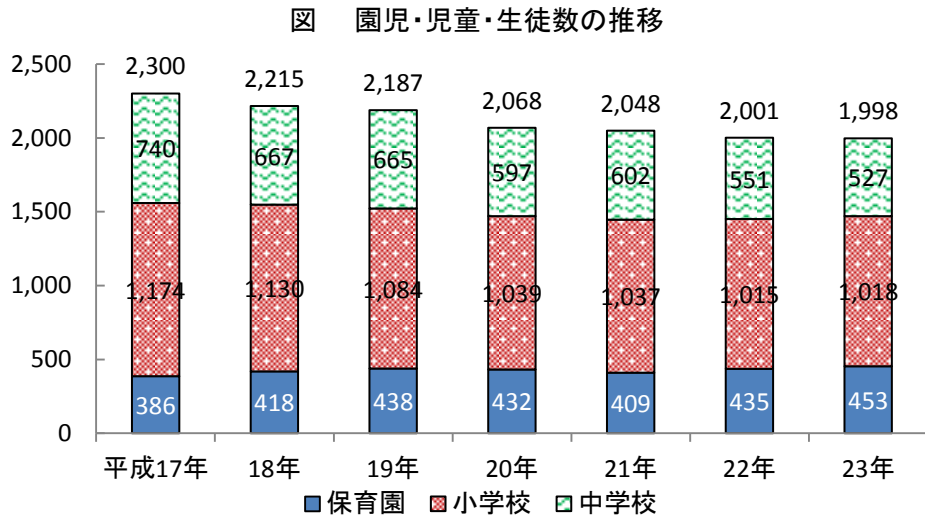
※旧区分

資料：長寿介護課

各年3月31日現在

3. 園児・児童・生徒数

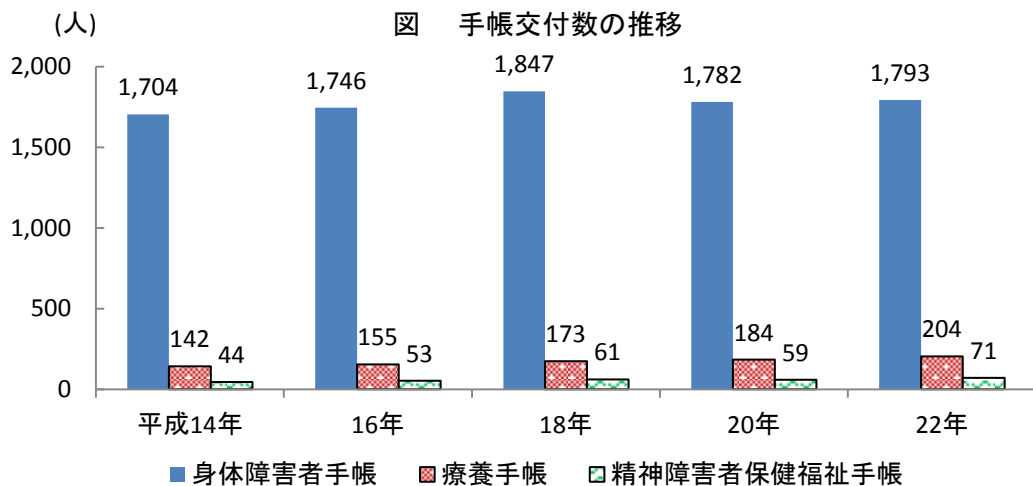
園児・児童・生徒数を合わせた数は、年々減少しており、平成23年は1,998人となっています。



資料 保育園：福祉事務所（各年4月1日現在）
小・中学校：学校教育課（各年5月1日現在）

4. 障害者手帳交付数の状況

障害者手帳交付数は、いずれも緩やかに増加しています。平成22年3月現在で身体障害者手帳交付数が1,793人、療養手帳交付数が204人、精神障害者保健福祉手帳交付数が71人となっています。



資料：福祉事務所

各年3月31日現在

5. 地域における福祉の主な担い手

地域では、社会福祉協議会や自治公民館、民生委員児童委員、高齢者クラブ、育成会などさまざまな団体が助け合いの地域づくりに向け活動しています。

(1) 社会福祉協議会

■地域福祉活動を推進する社会福祉法人

社会福祉法第109条により、次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体（市町村社会福祉協議会）

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. その他、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

■えびの市社会福祉協議会における地域福祉活動

- ・ボランティアセンター活動事業（市及び県補助・自主事業）
- ・共同募金助成事業
 - ・ひとりだけの金婚式事業
 - ・布団丸洗い事業
 - ・福祉教育推進事業
- ・地域福祉推進活動事業（市共催事業）
 - ・地域支え合い事業
- ・地域支え合い事業意見交換会の開催（自主事業）
- ・在宅介護者のつどい「和の会」（家族介護者相談）事業（市からの受託）
- ・えびの市中心配ごと相談（家族介護者相談）事業（市からの受託）
- ・無料法律相談事業（自主事業・市からの受託・県弁護士会）
- ・無料公証人相談（自主事業）
- ・福祉団体支援事業（市からの受託・自主事業）
- ・福祉推進校（指定社協）事業（県社協補助事業）
- ・小地域見守りネットワーク推進事業（自主事業）
- ・住民ニーズキャッチ事業（自主事業）
- ・ファミリーサポートセンター事業（市からの受託）
- ・地域福祉計画・活動計画策定事業（市からの受託）

(2) 民生委員児童委員

民生委員児童委員は、民生委員法、児童福祉法に基づき県知事が推薦し厚生労働大臣が委嘱した地域の民間活動者であり、一定の地区を担当して生活に困っている人や、高齢者、障害のある人、子育てに悩む人などの相談に応じたり、行政機関などとの間に立って援助や福祉サービスを必要とする人の声を伝える窓口を担っています。（行政実例では地方公務員法第3条第3項第2号に規定する「非常勤の特別職の地方公務員」に該当すると解されています）

中学校区	行政区	人数	中学校区	行政区	人数
飯野地区	堀浦区	1	上江地区	池島区	1※
	上大河平区	1		今西区	
	下大河平区	2		西上江区	1※
	杉水流区	1※		中上江区	
	五日市区			1	上上江区
	東原田区	1		田代区	1
	麓区	2		出水区	1
	町区	2※		末永区	1
	片馬場区			白鳥区	1
	坂元区	1※		計	8
	前田区			真幸地区	水流区
	大明司区	1※			南昌明寺区
	山内区	2	北昌明寺区		
	駅前区		1※		東内壱区
	中原田区	1	中内壱区		1※
	上原田区	1	西内壱区		1
	南原田	2	溝ノ口区		1※
	芋畑区	1※	北岡松区		
	高野区		1		南岡松区
	計	19	亀沢区		1※
加久藤地区	松原区	1※	柳水流区		
	麓区		京町区	3	
	前松原区	1	上向江区	1※	
	中島区	2	下浦区		
	栗下区	1	中浦区	1	
	東長江浦下区	1※	上浦区	1	
	東長江浦上区		1	上島内区	1
	西長江浦下区	1※	下島内区	1	
	西長江浦上区		1	西川北区	1
	灰塚区	1※	計	16	
	大溝原区		※兼任	主任児童委員（全域）	4
	永山区	1		民生委員児童委員総数	57
	湯田区	1			
	西郷区	1			
	東川北区	1			
	榎田区	1※			
牧ノ原区					
尾八重野区	1				
計	14				

平成23年4月1日現在

(3) 自治公民館（区・分区）

自治公民館（区・分区）は、地域住民の自主的な意思に基づき、地域を快適で住みよくするために結成された任意の団体であり、地域のコミュニティづくりの中心的な担い手です。自治公民館（区・分区）は、地域住民の親睦と連帯の場であるとともに、地域課題の発見と解決の場となっています。

■自治公民館（区・分区）の具体的活動

育成会の行事・高齢者クラブの活動・婦人会の活動・地域支え合い事業・小菜園事業・敬老会・花見・運動会・美化活動・伝統伝承行事・世代間交流会・防災訓練など

(4) 社会福祉施設

社会福祉施設には、老人福祉法や児童福祉法等の社会福祉各法に規定されている施設と社会福祉法によって社会福祉事業と定義されている事業を行うための施設があります。

■児童関係の主な施設（学校・幼稚園・保育所を除く）

施設名	箇所数	施設名	箇所数
通常保育事業所	7	延長保育事業所	7
一時預かり事業所	7	障害児保育事業所	5
放課後児童クラブ事業所	4	ファミリーサポートセンター	1
地域子育て支援センター	1		

平成23年4月現在数

■高齢者関係施設

在宅型・サービス種類	箇所数	施設居住型・サービス種類	箇所数
ケアマネージャー （居宅介護支援）	8	グループホーム （認知症対応型共同生活介護）	3
ホームヘルパー （訪問介護）	7	特定施設入居者生活介護 （有料老人ホーム）	2
デイサービス （通所介護）	7	特別養護老人ホーム （介護老人福祉施設）	2
デイケア （通所リハビリステーション）	4	介護老人保健施設	1
ショートステイ （短期入所）	5	介護療養型医療施設	3
訪問入浴介護	1		
訪問看護	2		

平成23年10月現在数

(5) NPO法人

NPOは、Non Profit Organization の略で民間非営利組織のことです。法人格の有無に関わらず、非営利の公益的活動を行う組織です。

特定非営利活動促進法に基づく法人格を持つものは、特定非営利活動法人（NPO法人）といい、従来のボランティア団体が行ってきた活動を超え、法人名での契約による各種事業の受託や収益のある事業活動を行うことが可能です。市内で活躍するNPO法人数は、平成23年4月現在3団体となっています。

■市内に事業所を置くNPO法人

資料：内閣府

団体名称	法人認証年月日	活動分野
特定非営利活動法人 えびの市国際交流協会	平成14年4月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育の推進を図る活動 ・国際協力の活動
特定非営利活動法人 NPOえびの	平成18年2月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・保健、医療又は福祉の増進を図る活動 ・社会教育の推進を図る活動 ・まちづくりの推進を図る活動 ・学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 ・環境の保全を図る活動 ・子どもの健全育成を図る活動 ・前各号の掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
特定非営利活動法人えび の福祉作業所	平成19年1月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・保健、医療又は福祉の増進を図る活動 ・社会教育の推進を図る活動 ・まちづくりの推進を図る活動 ・地域安全活動 ・子どもの健全育成を図る活動 ・職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(6) ボランティア団体

ボランティア団体は、誰もが豊かに暮らしていける社会を目指し、自分たちのできることを自らが率先し、福祉・災害救援・環境保全・保健医療・社会教育・文化・スポーツ・まちづくりなどさまざまな活動を行っています。また、これらの活動は、人のつながりや心の豊かさを向上させる重要な活動となっています。

福祉分野でも高齢者や障害のある人、子育てに関するさまざまな支援等、支援を必要とする人を支え、助けるボランティア活動が行われています。本市のボランティアセンターはえびの市社会福祉協議会内に設置され、ボランティア活動の拠点として、支援者と支援を必要とする人をつなげるコーディネート機能を担っています。

■ ボランティアセンター登録数の推移

区 分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
個人		86	210	180	80	84
団体ボランティア 「ボランティア活動を主目的 としている団体」	団 体	52	53	60	62	65
	所属人数	1,401	1,476	1,694	1,742	1,805

資料：えびの市社会福祉協議会

各年6月1日現在

(7) 当事者団体

地域には、自治公民館（区・分区）のほかに、地域で自主的に住民の福祉向上などを目的に活動する、高齢者クラブ、障害者団体、女性団体などがあります。

① 高齢者関連団体

高齢者の生きがいを高め、健康づくりを進める活動やボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする活動を行っています。また、最近では高齢者同士での声かけ運動なども広がっています。

■ 高齢者クラブ数と会員数

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
高齢者クラブ数	60	59	58	56	55
会員数	2,190	2,156	2,048	1,924	1,816

資料：社会福祉協議会

各年4月現在

② 障害者関連団体

身体、知的、精神などに障害のある方への支援活動を行っている組織です。

③ 母子寡婦関連団体

母子家庭や寡婦など、同じ家庭状況の人が集まり、語り合い、励まし合って、親睦と生活の向上をはかるための自主的な団体です。

えびの市地域福祉計画 えびの市地域福祉活動計画

(平成24年度～平成28年度)

～お互いに助け合い楽しく話し合えるまち～

第3章 基本概念

1. 基本理念
2. 基本目標
3. 施策の体系

第4章 取り組み

- 基本目標Ⅰ 地域福祉推進の基盤づくり
- 基本目標Ⅱ 心豊かな人づくり
- 基本目標Ⅲ お互いに助け合う地域づくり
- 基本目標Ⅳ 安心して暮らせる環境づくり

第5章 計画の推進

1. 推進体制
2. 計画の進行管理

第3章 基本概念

1. 基本理念

これまで「田園観光都市」を標榜しまちづくりを進めてきたえびの市では、本年度新たに策定された第5次えびの市総合計画において『自然・人・想いが創る「みんなのふるさと」えびの』を将来像として掲げ、本市に暮らす人々、そして訪れる人々が心の豊かさを感じられるまち、ふるさとのあたたかさを継承するまちを目指していくとしています。

これらの市の方針を受け、本計画は、地域住民や自治組織、団体、福祉機関など地域全体が一つとなり思いやりのある福祉のまちを地域と行政、社会福祉協議会がともに築いていくための仕組みをつくるとともに、地域住民の主体的な福祉のまちづくりへの参画を通して、えびの市に住むすべての人々が住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らし続けることができるまちづくりを目指すために策定するものです。

このようなまちづくりを推進していくために、行政と社会福祉協議会が一体となって地域福祉のあり方や推進方法・活動の仕組みを確立するとともに、市内65区の自治公民館の地域性や特徴を大切に生かしながら、これまでの活動を見直し、より地域住民の意向に沿ったものとなるよう、それぞれの生活課題の解決に向けた活動を進めていきます。

以上の考え方は、第1期計画で示す基本理念「お互いに助け合い、楽しく話し合えるまち」の方向性を引き継ぐものとし、第2期計画においても基本理念を以下のように定めます。

お互いに助け合い、楽しく話し合えるまち

～心の豊かさや幸せを感じられるまちを目指して～

2. 基本目標

計画の基本理念である「お互いに助け合い、楽しく話し合えるまち」～心の豊かさや幸せを感じられるまちを目指して～を実現するために、基本目標については、第1期計画の目標を引き継ぎながら、市民アンケート、地域福祉推進会議等の意見も重視し、以下の4つの目標を設置します。

- I 地域福祉推進の基盤づくり
- II 心豊かな人づくり
- III お互いに助け合う地域づくり
- IV 安心して暮らせる環境づくり

3. 施策の体系

基本理念	基本目標	基本方針
------	------	------



第4章 取り組み

基本目標Ⅰ 地域福祉推進の基盤づくり

基本方針

(1) 福祉サービスを利用しやすい環境づくり

地域福祉とは、住み慣れた地域社会の中で誰もが自分らしく、誇りを持って、地域の一員として、安心して健康で幸せに暮らすことができるような状態をつくっていくことです。それにはまず、誰もが自立した生活を送れるような環境づくりをしなければなりません。福祉サービスをはじめとして市民の生活に関わるさまざまな分野が、誰でも利用しやすいものとなるよう支援を充実させていく必要があります。子供から高齢者まで、障害のある人もない人も、すべての人がいつでも気軽にサービスを利用でき、安心して社会参加できる環境づくりをめざします。

主な取り組み

- ・身近な相談窓口の充実を図ります
- ・総合的な福祉サービスを提供できる体制を整えます
- ・誰でも利用しやすい福祉のまちづくりを推進します
- ・地域資源を利用した地域活動を支える拠点づくりに努めます

行政の役割

- ・地域包括支援センター、在宅介護支援センター、地域子育て支援センターの名称及び事業内容の周知を図るとともに、相談窓口に専門職を配置する等の資質向上や、ワンストップで対応ができる体制を整えていきます。
- ・地域で一番身近な相談員である民生委員児童委員の活動周知とともに、地域におけるサポート体制の構築や研修等活動しやすい環境づくりに努めます。
- ・地域包括支援センターの地域の総合ケアマネジメントを担う中核機関としての役割を明確化するとともに、総合的ケアマネジメント体制の充実を図ります。
- ・公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザイン普及に向けた取り組みを支援します。
- ・既存の施設等を利用した誰もが気軽に参加できる地域活動の拠点づくりを支援します。

社協の役割

- 地域と連携し、相談ニーズを把握するとともに、心配ごと相談、無料法律相談等の既存の相談業務の継続、さらに相談員が直接訪問する等多様形態での相談体制の充実を図ります。
- 人材育成や研修により福祉サービスの質の向上を図るとともに、保健、福祉、医療の連携を強化していきます。
- 各種会議等で高齢者や障害者等の各分野との情報交換を積極的に行い、解決すべき問題等の共有化を図ります。
- 地域における様々な交流活動、体験学習等を通じた活動の場づくりを支援します。

地域の役割

- 地域福祉について話し合う機会をもちます。
- 地域のどこに、どのような相談窓口があるか周知します。
- 民生委員児童委員やボランティア等の活動を支援したり、福祉について気軽に相談できる人材を育成します。
- 住民の情報交換を進めるとともに、行政や関係機関が実施する研修等に積極的に参加します。
- 地域内の交通の危険な所や介助等支援が必要な場所等を把握、点検し、行政への改善要請や地域で可能な改善に取り組みます。

基本方針

(2) 地域福祉を推進する仕組みづくり

地域における身近な問題の発見と解決のためには、住民主体による「お互いを支え合う」活動は欠かせません。そのため地域福祉ネットワークを構成する様々な機関（団体）等と連携を強化し、「お互いを支え合う」活動がさらに活発化するよう支援していく必要があります。また、地域福祉の推進・調整役を担っている社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、必要な福祉サービスの開発や提供とともに、地域全体における地域福祉活動の活性化に向けた取り組みを推進していくことが求められています。

主な取り組み

- 地域福祉ネットワーク体制を充実させます
- 地域ケア体制を充実させます
- 社協の機能・連携を強化します
- わかりやすい情報提供の体制づくりを推進します

行政の役割

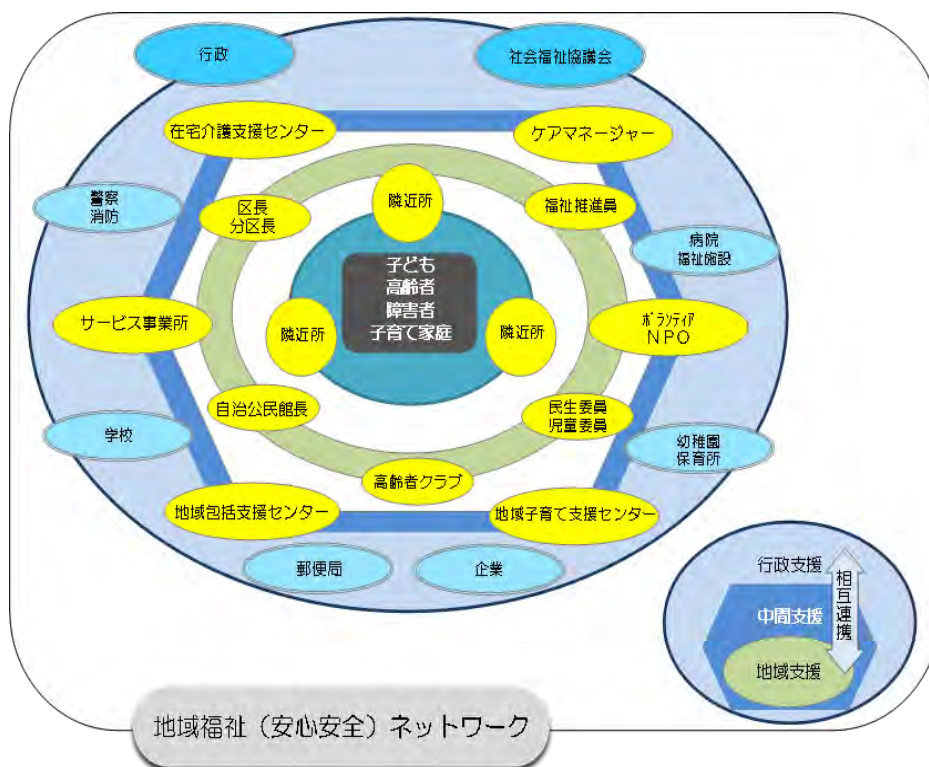
- 住民主体の「お互いを支え合う」活動を支援するために地域福祉ネットワーク体制の充実を図るとともに、地域福祉に関する情報の共有化や情報を届ける仕組みの充実を図ります。
- 公的な福祉サービスと地域で発見された問題とがうまくつながるよう、公的な福祉サービスの見直しや運用の弾力化を図ります。
- 地域包括支援センターを軸とした総合ケア体制を充実させ、各種関係機関（団体）の地域ケアに対する活動を支援します。
- 福祉の視点から、他分野の関係機関にそれぞれがなすべきことを提示し、連携を深めていきます。
- 情報を一方的に”流す”だけでなく、高齢者や障害のある方の事を考えた多様な手法を用いた情報の伝達や民生委員児童委員や地域住民等によるきめ細やかな情報提供の体制を確立していきます。

社協の役割

- 地域住民の多様化するニーズに合わせた住民主体の活動やボランティア、NPO活動への支援を充実させるとともに、地域住民や各種機関（団体）等との連携を深め、地域福祉や社協の事業に参画しやすいような体制づくりを進めます。
- 社協の事業活動に必要な自主財源の拡大を推進し、財政の安定と強化を図ります。
- 地域福祉や社協の活動に、より多くの参加者や協力者を得るために、「社協だより」への関連情報の掲載をはじめ、行政と連携した周知、啓発活動を強化していきます。

地域の役割

- 回覧板等の地域に密着した情報伝達手段を活用し、地域福祉活動の情報提供に努めます。
- 行政や社協と連携し、情報収集に努めます。
- ひとり暮らし高齢者や障害のある人等、情報が入手しづらい人を支援します。



基本目標Ⅱ 心豊かな人づくり

基本方針

(1) 地域福祉を担う人材育成

福祉ニーズが多様化している中で、福祉サービスの提供について、その多くを行政が担う時代から、地域住民・サービス提供事業者・行政がそれぞれの立場で、役割を分担して地域社会を支えていくことが強く求められています。こうした中、社協では、地域福祉を支えるボランティア活動への理解と参加を広く周知するとともに、養成講座の開催によるボランティアの育成にこれまで取り組んできました。市民アンケート調査結果でも地域ボランティア活動への参加状況は、全体の半数以上の方が現在活動中もしくは活動経験者という結果となっています。しかしながら20歳代や30歳代の若年層では、現在活動中を含めた“活動経験者”の割合は他の年代に比べると低く、地域福祉の担い手となる人材の高齢化が今後深刻化してくることが予想されます。そのため、地域福祉を担う人材を確保するためのさらなる取り組みが求められています。

主な取り組み

- ボランティアセンターの機能を強化していきます
- 誰でも参加しやすいボランティア活動を推進します
- 地域福祉協議会（飯野・上江・加久藤・真幸）を設立します
- 地域福祉リーダー（地域の核となる人材）を育成します

行政の役割

- ボランティアやNPO活動を含めた市民活動を広く支援するため、行政の窓口を充実させるとともに、活動について広報紙やホームページ等により情報提供を行います。
- 住民たちが日頃の近所づきあいの中で行っている活動もボランティア活動であることを明確にすることにより、ボランティアの輪を広げる運動を展開します。
- 地域福祉協議会の設立と体制づくりを支援します。
- 各自治公民館（区・分区）に地域福祉推進部の設置を指導し、体制づくりの支援を行います。

社協の役割

- 市内のボランティア活動の拠点として
 - ボランティア活動の窓口
 - 活動者同士の交流や情報交換の場の提供
 - ボランティアを行いたい人と求める人をつなぐ体制づくり
 - ボランティア登録
 - コーディネーターの配置等、様々な活動支援、コーディネートを行っていきます。
- ボランティア養成講座や学習会を行い、地域リーダーの育成や資質の向上を図ります。
- ボランティア活動の意識調査や住民の意向を調査することで、ボランティア活動を行いやすい環境をつくっていきます。
- 地域福祉協議会の運営に対する支援を行います。
- 地域福祉推進員の役割の確立や地域福祉リーダーと位置付けた研修会等を実施し、地域の中で活動の場を広げるための支援をします。

地域の役割

- 地域福祉協議会の設立と運営に協力します。
- 地域福祉推進員を地域福祉リーダーと位置付け、住民に周知するとともに、地域で活動しやすい体制づくりに努めます。
- ボランティアに関する情報等の広報に協力します。
- ボランティアが活動しやすい環境づくりに努めます。

基本方針

(2) 思いやりを育む福祉教育の推進

地域福祉を進めていくうえで、相互扶助の意識、相手の立場を尊重する気持ちはとても大切なことです。しかしながら、過疎化、少子高齢化が進み、地域を取り巻く社会状況が変わるにつれ、地域のつながりも希薄化し、お互いをいたわり合う心を育む機会も少なくなっていることが懸念されています。地域住民が住民同士の「つながり」を大切にし、お互いに支え合うことができような地域づくりを進めていくためには、「人づくりが地域づくりである。」という点からも、地域との関わりを積極的に持ち、地域の人と触れ合いながら、お互いを敬い、家族そして地域を大切にできるような心を育む福祉教育を進めていかなければなりません。

主な取り組み

- 「福祉の心を育む」活動を推進します
- 「地域の子供を地域で育てる」活動を推進します
- 生きがいづくりを推進します

行政の役割

- 子供の頃に十分に尊重される体験を重ねることで、思いやりの心が育っていくことから、様々な地域活動やボランティア活動等の社会学習、社会体験を充実させます。
- 福祉教育を目的とした自治公民館活動や地域の交流活動の場づくりを支援します。
- 高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進、伝統文化の伝承、子育て支援等各関係機関（団体）と連携して活動の場の充実に向けた支援を行っていきます
- 年代を問わず多くの人に参加できるように出前講座の内容を充実させます。

社協の役割

- 学校と各種福祉団体との交流会や疑似体験学習等、より実践的な場を設け、「福祉の心を育む」活動を支援します。
- 地域資源や特徴を活用した福祉教育を支援します。
- ボランティア体験等の社会学習を支援します。

地域の役割

- 学校行事等様々な福祉教育に関する取り組みに協力します。
- 子供や高齢者、障害者等が気軽に地域住民と触れ合える場をつくり、積極的な参加を促します。
- 地域の高齢者や障害者施設等との交流の機会をつくれます。

基本目標Ⅲ お互いに助け合う地域づくり

基本方針

(1) お互いに支え合う活動の活性化

福祉サービスに対するニーズが多様化する中で、地域の中にある社会資源を活用した既存の枠にとらわれないサービスの充実が求められています。えびの市においては、地域のニーズを早期に発見し、解決するため、自治公民館（区・分区）、民生委員児童委員、ボランティア等との連携を強化し、さらに地域における見守りや支え合い等の福祉活動を活性化させるための支援を行っています。今後もますます多様化する生活課題に対応していくためにも、さらなる連携強化、支援体制の強化が必要とされています。

主な取り組み

- 地域見守りネットワークを充実させます
- 地域支え合い事業をさらに拡充します
- 子育てネットワークを推進します
- 権利擁護事業を推進します

行政の役割

- 3世帯から4世帯をひとつのユニットとした地域見守りネットワーク事業の推進を図り、福祉サービスの利用に結びついていない要介護者への対応を充実させていくとともに、事業内容及び必要性の周知を継続して行います。
- 地域支え合い事業の広報と活動に対する支援により、事業のさらなる拡充を図るとともに、地域ボランティアとして活動する方々に対する支援も行い、地域住民で支え合う相互扶助の体制の確立を推進します。
- 「地域の子供を地域で育てる」活動への支援として、地域子育て支援センターを拠点とした子育てネットワークを支援します。
- 権利擁護に関する仕組みを整備し、出前講座や生涯学習等で成年後見制度の周知を図ります。
- 個人情報保護法は一定のルールの下での個人情報の適せつな利用は否定しておらず、行政機関として冷静に判断し、地域福祉の推進に必要な個人情報を積極的に関係機関と共有する仕組みづくりを行います。

社協の役割

- 住民に対し、地域見守りネットワークの実践に向けた支援及び必要性等について学習する機会を設け、地域主体の見守り活動が円滑に進むよう支援します。
- 地域支え合い事業の実施主体として、利用対象者が参加しやすい体制づくり推進のため、地域ボランティアが自主的に活動できるように各種講座・学習会を開催しリーダー育成を行います。
- 子育て世帯を対象としたサロン活動の推進及び自主活動に向けての取り組みを支援します。
- ファミリーサポートセンター事業についての情報提供、サービスの質の向上を図り、利用者増を目指します。
- 日常生活自立支援事業（あんしんサポート事業）を拡充し、利用者が安心して生活できるよう内容を充実させるとともに、利用者増に努めます。

地域の役割

- 地域見守りネットワークを活用し、社会福祉施設とも連携して高齢者や障害者等の普段の見守りを行います。
- 孤立しがちな高齢者や障害者の閉じこもりを予防するため、地域のサロン活動や見守り活動や交流活動を実施していきます。

基本方針

(2) 地域住民の交流促進

現在、家庭や地域社会において異世代が関わり合う機会が減少しています。子供、若者、中高年、高齢者等多様な年代の者同士が触れ合う機会が失われている現状は、孤立した状態で子育てを行う親世代、自立のきっかけをつかめない若者、生きがいを得られず介護不安におびえる中高年や高齢者等のいずれにとっても、地域や社会と関わるきっかけが得られにくいという点で危機的な状況とも言えます。中でも子供たちにとって、高齢者を含む多様な世代と関わる機会が減少していることは、社会性や人を思いやる気持ちを育む上で好ましくありません。子供が生まれ、育つ場としての地域がその機能を十分に発揮し、次世代を育む場として地域社会の再生を図るためにも、人と人、人と地域との関わりを重視する取り組みが求められています。

主な取り組み

- 世代間交流事業を拡充させます
- 様々な地域行事の実施と参加促進を図ります

行政の役割

- 地域福祉はまず、同じ地域に住む人を知ることから始まり、交流することで住民相互の顔の見える関係となり、相互扶助の関係が生まれます。そのため、地域住民と地域の様々な団体との連携を進め、地域住民が広く参加できるイベントや行事の開催等地域活動の活性化に向けて支援を行います。
- 学校や保育園等と協力し、異世代の交流活動の場の充実に向けた支援を行います。
- 地域社会は、「ワーク・ライフ・バランス」（仕事と生活の調和）を実現する場であるという観点から、皆が広く、無理なく、継続的にボランティアや地域の行事に参加できる仕組みづくり、環境整備を行います。

社協の役割

- 地域住民と地域の様々な団体との連携を進め、住民が広く参加できるイベントや地域行事の開催を支援します。
- 地域の活動を支える担い手確保のため、福祉施設やボランティア団体等との連携のほか、地域住民に対し様々な啓発や情報提供を行います。

地域の役割

- 地域住民や様々な団体がより広く参加できるイベント、地域行事の開催に努めます。
- 地域住民に地域の行事や活動への参加を呼びかけます。

基本目標Ⅳ 安心して暮らせる環境づくり

基本方針

(1) 地域防災・防犯への連携強化

地震や水害等の災害発生時には地域での支え合いが重要となります。えびの市においても、東日本大震災や新燃岳の噴火の影響により、地域住民の防災に対する関心が高まっており、地域での支え合いの重要性が改めて見直されつつあり、さらに、自治公民館（区・分区）単位で自主的に防災訓練を実施する数も年々増加しています。これからの超高齢化社会に向けて、今後増加する要援護者への対応も見据えた体制づくり、具体的な取り組みが求められており、日ごろの地域福祉活動を通じた地域住民の相互扶助の関係作りが重要となっています。

主な取り組み

- ・ 自主防災組織の確立をめざします
- ・ 災害時の要援護者支援に向けた取り組みを推進します
- ・ 地域防犯活動を推進します

行政の役割

- ・ 自治公民館（区・分区）単位での自主防災組織の体制づくり及び見直しを支援します。
- ・ 地域と行政関連機関及び防災関連機関との連携を密にします。
- ・ 「災害時要援護者支援計画」を整備し、住民に周知するとともに、計画の実践に向けた防災訓練等の活動を支援します。
- ・ 「自分たちの地域を自分たちで守る」意識の醸成に向けて、平常時・緊急時双方の生活と安心を確保するための防犯に備えた体制づくりを支援します。
- ・ 要援護者情報について下記項目の整備、推進を図ります。
 - ① 日頃から把握しておくための方法
 - ② 情報の集約と適切な管理の方法
 - ③ 関係機関間との情報共有方法
 - ④ 情報更新の方法
 - ⑤ 要援護者の安否情報を集約する市の連絡担当者の明確化
 - ⑥ 安否情報が市の担当課に円滑に報告されるための役割分担と連絡体制整備
 - ⑦ 代替者^{*}が安否確認を行う体制づくり

※代替者（だいたいしゃ）

病気その他により民生委員児童委員、近隣住民等活動者が一時的に活動できない場合や連絡が取れない場合に、安否確認を行う者。

社協の役割

- 自主防災組織の確立に向けて、福祉マップや防災マップ等を作成する指導及び支援を行うとともに、地域防災ボランティアの育成に努めます。
- 地域の防犯体制の充実や住民一人ひとりの防犯に関する意識の高揚を図るため、地域支え合い事業開催時等に学習する機会を設けます。
- 地域での要援護者の情報把握・安否確認の体制づくりを支援します。
- 災害発生時、災害ボランティアセンターを立上げ運営します。
- 防災ボランティアの養成を日常的に行います。

地域の役割

- 防災訓練を定期的に行い、住民の防災に対する意識を高めるとともに、実際に避難訓練を行うことで、近隣が互いに支え合う絆を再確認し、被災に対する不安を取り除くことで安心して生活できるようにします。
- 地域での犯罪を未然に防ぐため、地域での見回りや子供の登下校時の見守り等、日頃からお互いの顔が見える関係づくりに努めます。
- 要援護者情報の把握と情報の適切な活用に努めます。

基本方針

(2) みんなで支える健康づくりの推進

高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくり及び社会参加を推進することは、地域福祉の重要な目的の一つです。そのため介護予防・健康づくりを推進し、高齢者が身体機能をできるだけ長く保ち、自立した生活を送れるように地域ぐるみで健康づくりを推進していくことが必要とされています。また、身体だけでなく「心の健康づくり」や認知症に対する理解を深めること等も重要な課題となっています。えびの市では、これまで「田の神さあ体操」の普及啓発、出前講座の開催等により、住民主体の地域ぐるみの健康づくりを支援してきました。今後も、超高齢化社会を見据えた「みんなで支える健康づくり」の推進が求められています。

主な取り組み

- ・「元気に笑って健康えびの」の活動を推進します
- ・健康づくり推進員体制を確立します

行政の役割

- ・地域が一体となって健康づくりに取り組む環境整備のため、健康教室や出前講座を開催し、元気で長生きできる健康寿命延伸を目指します。
- ・「田の神さあ体操」の普及啓発を継続します。
- ・地域福祉推進員に健康づくり推進員としての役割も担ってもらうことから、推進員に対し定期的な研修会等を実施して“健康づくりリーダー”の育成を図ります。

社協の役割

- ・市保健師と連携した地域の健康づくり事業を展開し、地域福祉と健康づくりが一体となった各種講座や学習会を開催します。
- ・健康づくり推進員と各種地域福祉活動事業との連携を図るとともに、地域での活動の場が広がるよう、地域支え合い事業等を通じて支援を行います。

地域の役割

- 自分の健康、家族の健康に関心を持ち、健康教室や出前講座等に積極的に参加します。
- 健康づくり推進員に協力します。
- 定期的に健康診断を受診します。
- 「心の健康づくり」に関心を持ち、理解を深めていきます。

第5章 計画の推進

1. 推進体制

地域の多様な生活課題やニーズに対応していくためには、地域住民が主体となり行政と連携して、潜在している多様な福祉ニーズに対応していくことが必要です。

住み慣れた地域で支え合い、助け合いながら安全で安心して暮らし続けられる地域にするため、地域住民をはじめ、民生委員児童委員、ボランティア、NPO、福祉サービス事業者、学校、市役所などの行政機関、社会福祉協議会などがそれぞれの役割を担い、協働と連携によって着実に推進していきます。

(1) 市民・地域住民の役割

市民一人ひとりが地域に関心を持ち、地域社会の構成員のひとりであることを自覚することが大切です。困ったことがあれば、支援を求め合える・支え合える地域関係をつくっていくため、地域社会の構成員のひとりとして、あいさつや隣近所への声かけ、ちょっとした手伝いなど自分がすぐにでも取り組めることから始め、各種研修や講座、地域での集まり、地域活動、ボランティア活動などへ積極的に参加するなど、地域福祉活動へつながる第一歩を踏み出していくことが期待されます。

(2) 民生委員児童委員の役割

民生委員児童委員は、民生委員法により「住民の立場に立って相談に応じ、援助を行う」とされ、地域住民の生活状態の把握、福祉サービスの情報提供等を基本として地域住民が自立し、安心して暮らせるまちづくりを進める役割を果たしてきました。今後も地域住民の福祉の増進を図る地域福祉活動の担い手の一人となることが期待されています。また、虐待や暴力等の問題をはじめ、現在の公的な制度では対応が困難な問題を抱えている人などを早期発見し、相談・支援へとつなぐ、より地域に密着した身近な地域福祉の担い手としても期待されています。

(3) 自治公民館（区・分区）の役割

地域福祉を推進していくうえで、地域の防災・防犯活動や住民相互の親睦を深める交流活動などについては、自治公民館（区・分区）の役割がより一層重要となっています。さらに、今後設立が予定されている中学校区ごとの地域福祉協議会とも連携を深めながら、より安全で住みよい、魅力あふれる地域づくりに取り組むことが期待されています。

(4) ボランティア・NPOの役割

ボランティア、NPOは、市民に最も身近な団体であり、市民が活動への第一歩を踏み出すためのきっかけを提供する団体として期待されます。

また、地域で様々な福祉活動を行っている団体と連携を図り、活動内容の充実とサービスの多様化を図り、地域の福祉ニーズへの対応を図る活動団体としての役割が期待されています。

(5) 福祉サービス事業者の役割

福祉サービス事業者は、福祉サービス提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携等に取り組むことが求められています。また、福祉施設等にあっては、施設や施設利用者と地域との距離がより縮まるよう、積極的な情報発信を行なうとともに、各サービス事業者間や地域との連携を図り、地域福祉の拠点となることが期待されています。

また、今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している社会貢献事業のさらなる充実や新しいサービスの創出を図るとともに、地域の一員として地域活動へ参加し、より一層の交流や相互の理解が深まることが望まれます。

(6) 行政の役割

地域福祉の推進にあたっては、地域住民や関係団体等の自主的な取り組みが重要な役割を担います。そして、行政は住民福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。

地域住民や関係団体等の自主的な取り組みを様々な形で支援するため、民生委員児童委員、ボランティア、NPO、福祉サービス事業者、社会福祉協議会などのそれぞれの役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図り、地域の福祉活動を促進させるための支援を行っていくことが必要となります。

また、社会環境の変化に伴い福祉ニーズも急激に変化してきていることから、それらに対応しつつ、施策の狭間にある福祉課題へ対応するため、高齢者施策や障害者施策など各部門施策間の整合性を高め、福祉施策全体としてより効果が見込めるよう、庁内の連携体制を構築することが重要となっています。

(7) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉の推進を担う中心的な団体として明確に位置づけられています。

そのため、行政と協働して本計画の推進役を担うとともに、その推進において地域住民や各種団体、行政との調整役として大きな役割を担うことが期待されています。

この計画における具体的な活動として、地域福祉活動計画に示す取り組みの推進とともに自治公民館（区・分区）、ボランティア、NPO、福祉関係団体などとの意見交換等を通して地域の課題や情報を把握し、地域における福祉サービスの拠点として本計画を推進することが重要となっています。

2. 計画の進行管理

(1) 評価・検証

「地域福祉計画事業推進庁内検討会議」を中心に、毎年度その進捗状況を把握するとともに、常に住民の視点から地域福祉を推進するために、各中学校区ごとに年3回開催される「地域福祉推進会議」で評価をしていただくものとする。また、出前講座や地域懇談会等を必要に応じて開催し、計画内容の説明を行うとともに、地域福祉施策や事業に対する住民ニーズを把握し、計画の評価・検証を行います。

(2) 評価・検証結果の周知

計画の進捗状況や評価・検証した結果については、「広報えびの」や「社協だより」、ホームページなどで公表していきます。